

世界の通信ビジネスの最新情報誌

KDD 総研

R&A

1997 January

1



CONTENTS

年頭言

深化するアライアンス 3

AMERICAS

《アメリカ》

GTE、相互接続に関わる州の仲裁決定に対して司法審査を要求 4
 GTEはAT&Tとの相互接続に係るペンシルベニア州の仲裁決定を不服として同州の公益事業委員会を告訴した。新たな法廷闘争開始。

ノドミナント事業者のタリフ届出の差し控え決定 7
 タリフの届出を義務づけない(届出てもよい)とするのではなく、届出を全面禁止。救済申立て機能が問題行為に対するセーフガードに。

AT&T、住宅向け長距離サービス料金を値上げ 13
 2月に続き、月額平均で約60セント、約5.9%の値上げ。RBOCsによる長距離市場参入に伴う料金競争を見据えた動き。

ASIA

《韓国》

通信市場における国内競争力強化と規制緩和 14
 98年1月からの通信市場対外開放に照準を合わせた、KT政府保有株式の更なる民間放出、市外電話・セルラー電話等における競争が進行中。

《香港》

香港テレコム業績 21
 95年度に引き続き96年度上半期の業績も好調。

《インドネシア》

成長する移動体電話市場と今後 24
 現在提供中のNMT、AMPS、GSM方式で、45万加入に成長。今後は、CT-2に続きPCS、PHS等も導入予定で、2000年までに100万加入を見込む。

《イラン・イスラム共和国》

イランの通信インフラ整備の状況 32
 イランにおける通信インフラ整備及び各種通信サービスの普及状況を概観する。

EUROPE

《欧州委員会》

番号計画に関するグリーンペーパー発表 35
 イコールアクセス、ナンバーポータビリティの導入を提案。欧州共通国番号制度も。

《英国》

貿易産業省、44社に設備ベース国際通信免許を付与 38
 申請したほぼ全ての事業者への付与により、BT・マーキュリーの複占にピリオド。

《ロシア》

地域事業者の持ち株会社によるRostelecomの買収を計画 43
 ロシア政府は地域電気通信事業者の持ち株会社SyazinvestによるRostelecomの買収計画を発表、通信分野の競争促進には逆行か。

深化するアライアンス

KDD総研 国際調査部長 立花 敬

昨年11月のBTとMCIの合併のニュースはショックが大きかった。わが国では懸案のNTT問題の決着に向けて急な展開があった。合併が成立するまでには、米国司法省やFCC、英国のオフテル、欧州委員会などの承認が必要で、むしろその承認に当たって、これら規制機関がどのような条件を課すかが注目されている。いずれにしても、このニュースは電気通信産業が本格的なアライアンスの時代に入ったことを強く印象づけるものとなったことは間違いない。

かえりみると、昨年1月BTでは、バランス会長が兼任していた社長職に、コンピュータメーカから来たボンフィールド氏が就任した。同時期ドイツテレコムは、米国ソニー、欧州ソニーの社長を経験したゾンマー氏を会長に迎えている。C&Wでは、一昨年11月のヤング会長、ロス社長の解任後一時経営状態が不安定に見えたが、昨年7月リチャード・ブラウン氏が正式に社長になった。そしてAT&Tも、次期会長兼最高経営責任者（CEO）に印刷会社からジョン・R・ウォルター氏を迎えることにした。彼らの多くが電気通信分野からの出身でなく、むしろその経営手腕を買われてトップになったことは、今後の電気通信世界のゆくえを象徴しているといえようか。

電気通信は、原則として、通信を発信した者に料金支払いの義務がある。したがって、国際通信においては、当然発信した側の国で料金が収納されて来た。1980年代以降規制緩和が進んで来たとは言え、通信主権の関係から、外国企業が他国で本格的な電気通信事業を行うことはできなかった。しかし今や電気通信サービスは、他の一般サービスと限りなく同じにみなされるようになり、外国企業に対する市場の自由化が迫られている。今WTOでは、外資による市場参入規制の緩和、撤廃をめぐる論議が続けられており、そのゆくえが注目される。この間も米国などは現行法制下で可能な限り、外国の市場に参入を試みており、コールバックサービスはその一例である。今年はわが国でも、国際通信の公-専-公接続が解禁になる。外国企業がいよいよ本格的に参入してくるだろう。そして、アライアンスは以前にも増して大きな存在となってくるだろう。

今年7月1日、香港が中国に返還になる。返還後の規制環境はまだ未知数であるが、21世紀に向けて、中国の電気通信市場は飛躍的な発展が期待されている。香港テレコムの株式57.5%を有するC&Wは、グローバルワンやナイネックスとの提携交渉が報道されており、世界的なアライアンスに挑戦してくるだろう。IT2000構想を進めているシンガポールテレコムも、アジアのハブとなり得る有力な候補とみなされている。BTのバランス会長は、次の目標として、アジアのパートナー作りを強調した。グローバルワンもまたアジアのパートナーを求めている。グローバル化する市場において、覇を競う企業たちはアライアンスをますます深めつつある。



アメリカ

GTE、相互接続に関わる州の仲裁決定に対して司法審査を要求

GTEはAT&Tとの相互接続に係るペンシルベニア州の仲裁決定を不服として同州の公益事業委員会を告訴した。新たな法廷闘争開始。

1996年12月6日、ペンシルベニア州公益事業委員会は相互接続条件を巡るAT&TとGTEの仲裁にあたり、卸料金の割引率を22.8%、また、アンパドルされるローカル・ループの料金を12.29ドル/月とする決定を下した。GTEはこの決定を不服とし、12月12日、ジョンスタウン連邦地方裁判所にて訴訟を提起した。州の相互接続決定に対する初めての訴訟であり、今後の審議が注目される。（井上 茂雄）

1. 背景

相互接続に関わるFCC接続料金規則が差し止められている中、各州の公益事業委員会は改正通信法第252条（「相互接続協定に関わる交渉、仲裁及び承認の手続き」）に基づいて仲裁のための審議を進めている。現在、全米で約200件に及ぶ仲裁申し立てが行われているが、仲裁期限が近づくにしたがって各州の裁定内容が次第に明らかとなってきている。接続料金に関わる全国横断的・一元的規則が存在しない中、各州の公益事業委員会がどのような裁定を下すか注目される場所であったが、現在判明しているものを見る限り、概ね差し止められているFCC規則に沿った内容となっている。今回のペンシルベニア州の裁定における卸料金の割引率およびローカル・ループ料金もFCCが定めた初期設定値（default proxy）の範囲内にあり、FCC規則が指標となった背景が窺える。

FCCの接続料金規則はGTEが中心となってその取消を求め、仮差し止めが決定している。当面は仲裁手続きにより、各州に接続料金基準の策定が委ねられるわけだが、これはGTE等の地域電話会社に有利に働くものと観測されていた。しかしながら、仲裁審議を進めるための有効な分析手段を持たない各州は、結局FCCの規則に依存せざるを得なかったのが実情のようである。GTEはこのような状況を快く思うはずもなく、今回の訴訟は当然の行動と捉えることができよう。

改正通信法はベル系地域電話会社（BOCs）による域内長距離市場進出に対して



は、地域電話市場における実質的な競争の存在等、厳しい条件を課しているが、独立系事業者であるGTEにはこの種の条件を課していない。自社営業地域における相互接続が遅れても域内長距離市場への進出に影響が及ばないGTEは、従来から接続料金規則に対する急先鋒として最も強硬な姿勢を示していた。

2. ペンシルベニア州公益事業委員会の決定

争点となっているのは次の2点であるが、決定の詳細については未だ判明していない。

卸し料金の割引率： 22.8% (FCC設定値は 17%-25%)
アンパドルされるローカル・ループの料金： 12.29ドル/月
(FCC設定値は 12.30ドル/月)

3. GTEの主張

GTEはペンシルベニア州公益事業委員会の決定に対し、次のとおりのコメントを述べており、同委員会の決定は著しく不公平なものとして非難している。

卸し料金に関わる割引率の限界は7-10%である。

州委員会の設定したローカル・ループの料金は実際のコストよりも64%も低いレベルとなっており、不当である。

州委員会は十分なコスト分析を行わずに安易にFCCの定めた設定値に依存し、課された義務を履行していない。

なお、GTEは本件以外でもいくつかの州委員会に対して訴訟を提起する準備を進めていると述べており、次の訴訟はミズーリー州が相手となると予想されている。同州では卸料金の割引率を31.08%に設定する決定を12月10日に下しており、FCCの設定した割引率の範囲を超える、全米で最も高いものとなっている。

4. AT&Tの反応

GTEの訴訟に対してAT&Tは次のとおりコメントしており、今回の訴訟は地域電話市場における競争を遅延させる行為として非難している。

「接続料金は州委員会が決定しなければならないとしてGTEはFCC規則の取消しを求めた。今回はGTEが主張していたとおり、州が接続料金を決定した。同社がこれに反対することは明らかに自己矛盾である。AT&Tは州の決定内容を支持する。GTEはその決定内容を好まないだけのことである。」



AMERICAS

(注1)

接続料金を含め、州内通信の料金に関わる管轄権は従来から各州に与えられており(通信法第2条(b)項)、この枠組みを変更するために必要となるFCCに対する法的根拠の付与を改正通信法は明示していないとする議論。

5. 論点

FCCの接続料金規則が差し止められた際の主たる争点は管轄権の有無であり^(注1)、規則自体の正当性に関わる議論はほとんどされていない。今回の訴訟で初めて接続料金に関わる本質的な議論が行われるものと期待される。GTEは将来見込み原価(forward looking cost)に基づいて接続料金を公正に算定したと主張しており、FCCが定めた設定値は恣意的で不公平であると述べている。また、卸し料金算定のための回避コスト方式について、GTEは現実的に「回避された」(avoided)コストを算定対象としているのに対し、今回の決定は理論的に「回避可能」(avoidable)なコストを対象としている。争点は料金の在り方という、有効競争を促すうえで最も重要な要素に絞られるものと思われる。

しかしながら、どのような裁定が下されるにせよ、GTEとAT&Tの相互接続協定は本件が結審するまで締結されることはないだろう。意図したかどうかは不明だが、GTEが法措置に訴えたことは、自社営業地域における地域電話市場の本格的な競争導入を遅らせる結果をもたらす。そしてその間、GTEは域内長距離市場に着実に進出し、地歩を固めていくだろう。

米国では今「接続料金の算定方法やコスト要素を巡ってゲームが繰り広げられている」と一部で揶揄されている。地域電話市場で有効な競争を促す上では厳密かつ明確な相互接続基準が不可欠であろう。今後多くの州で今回と同様の訴訟が提起されるものと予想されるが、ジョンスタウン地方裁判所がどのような判例を示すか注目されるところである。

【参考文献・資料】

Communications Daily 12/13、AT&T News Release 12/13



KDD RESEARCH

ノドミナント事業者のタリフ届出の差し控え決定

■ タリフの届出を義務づけない(届出てもよい)とするのではなく、届出を全面禁止。救済申立て機能が問題行為に対するセーフガードに。

FCCは、1996年10月31日、国内長距離通信サービス(Interstate, domestic, interexchange services)の提供に関してノドミナントと分類される事業者に対して、通信法第203条に基づくタリフ(料金その他の提供条件)の届出を禁止する(完全な差し控え)ことを決定する文書を発出した。以下に今回の決定の概要を記す。
(大谷 潤)

1. 経緯

1996年電気通信法に基づき制定された通信法第10条(電気通信サービスの提供における競争)(a)項(規則の柔軟性)において、FCCに、規則の適用を差し控える権限が規定され^(注2)、これに基づき、通信法第203条(タリフ)において規定されているタリフ(料金その他の提供条件)のFCCへの届出義務を差し控えることに関する規則制定手続きが開始された。FCCは、1996年3月に規則制定案を発出し、コメント期間を経て今回の決定文を発出した。

2. 「差し控え」の理由及び内容

通信法第10条(a)項において、以下の全てに該当するとFCCが判断する場合、通信法の規制又は規定の適用を差し控えなければならない旨が規定されている。

公正且つ合理的
消費者保護
公共の利益

「公正且つ合理的」及び「消費者保護」については、規則制定案に対する特段のコメントがなかったため、本決定では新たな検討等は加えられず、「公共の利益」に該当すると合理的に判断できるか否かが重要な論点の1つとされた。以下に、タリフ届出義務の賦課を差し控えることが「公共の利益」を満たすとする決定の要旨を記す。

(1) 公共の利益

通信法第10条(b)項において、上記「公共の利益」の具体的な判断基準として、事業者間競争の促進を含む競争的市場環境の促進が明記されている。このため、以下のFCCの議論も競争促進効果の具体的な事項を内容としている。

(a) 料金・提供条件の調整(横並び)防止

FCCは、タリフの届出を差し控えることにより、料金その他の提供条件に関する情報がFCCに集中しなくなり、市場の状況把握が困難となることから、従来のよ

(注2)

FCCは、1980年代初頭から、競争促進及び規制手続きの簡素化を目的として、タリフの届出義務の適用を差し控える政策を段階的に決定してきたが、その権限に関する法的根拠を巡る事業者との法廷における論争の結果、1992年にFCCは敗訴し、届出義務が再び適用されている。





AMERICAS

うな、提供条件の横並びを回避できるとしている。

(b) 需要への柔軟対応促進

FCCは、「サービスの提供は届け出たタリフに基づかなければならず、通常のタリフとは異なる提供条件はFCCにより却下される」ことを理由として、事業者が顧客の固有の要望への対応を拒否するケースが見られたとし、タリフの届出を差し控えることが、顧客の個別の要望への柔軟な対応を可能とし、この問題の対策となり得るとしている。

(c) 市場環境への迅速な対応

タリフの届出が差し控えられると、提供条件の改定を別の方法で全顧客に通知することとなり、事業者の提供条件改定へのインセンティブを削ぐ点が事業者により指摘された。これに対しFCCは、新サービスの導入等は、広く広告宣伝されてきており、今回の決定が与える影響は無いに等しく、むしろタリフの届出義務が、需要やコスト等の市場環境の変化への迅速な対応、或いは競争による割引の提案等、競争環境における事業者の活動を阻害してきたとしている。

但し、契約法 (contract law) に基づき、値上げ等の顧客に不利な情報に関する事前周知義務は事業者に対して課される。FCCは、請求書の同封資料等による同義務への対応は、不当な負担とはならないと判断している。

(2) 差し控えの形態

FCCのNPRMにおける案は、タリフの届出を「義務づけない」とする(任意裁量型)のではなく「禁止する」もの(完全禁止型)であり、事業者が自らの判断でタリフを届出ることを認めないとする内容である。事業者は自主的な届出を認めるべきとの姿勢をとっており、「差し控え」を任意裁量型とするか完全禁止型とするかは、本決定におけるもう1つの重要な論点となっていた。

FCCは、以下の理由から、完全禁止型を採用すると決定した。

(a) filed-rate doctrineの防止

事業者は、顧客との交渉に基づいて締結した長期個別契約^(注3)の内容を、タリフの変更に係る届出によっていつでも変更或いは破棄することが可能である。(この行為が"filed-rate doctrine"と称されている。)これは非規制環境下の産業の取引関係ではあり得ない、顧客の利益を損ねるものである。FCCは、これをタリフの届出(法的拘束力を生み出す行為)が可能であることによるものとし、いかなるタリフの届出も禁じなければ"filed-rate doctrine"を防ぎ、消費者を保護することができないとしている。

(b) 行政コスト

任意裁量型の場合、FCCは、届出られたタリフについて、一般公開のためのチェック及び管理機能を維持する必要が生じる。FCCは、タリフ届出の差し控えのリスクには、市場の力学、救済申し立て(通信法第208条)及びタリフ届出義務を復活させる権限をFCCが有することで対応可能と判断しており、その体制作りにはFCCのリソースを配分することの方が公共の利益に資するとした。

(注3)
経過措置に係る記述において、「長期個別契約(long-term service arrangements)」の具体例が挙げられている。(後述「5.経過措置」参照)



(c) 差し控え効果の低減

任意裁量型の差し控えでは、情報のFCCへの集中による提供条件の調整（横並び）を回避できない可能性が残る。提供条件の横並びをより困難にするために、完全禁止型がふさわしいとしている。

(3) その他

(a) 契約形態

これまで、FCCに届出ることにより法的拘束力を有することとなったタリフを顧客との契約の内容としてきたが、今回の決定により、事業者は届け出たタリフに替わる形態により改めて契約を締結する必要が生じる。FCCは、この変更に必要な期間については、9ヶ月の経過期間を設け、代替する契約形態については、定型契約書の作成等の簡便な方法も考えられるとしている。

(b) 差し控えの対象

FCCは、今回の決定によりタリフの届出義務の適用を差し控える対象を国内長距離サービスとし、それ以上の分類（サービスの種類、ノンドミナント事業者の更なる分類）は考慮しないとした。特に、仮に相対的に規模の大きい事業者にタリフ届出義務を残した場合、料金等の横並びが行われ易くなるものとFCCは考えている。

(c) BOCsの長距離関連会社の規制上の分類

現在のところ、米国内長距離サービスを提供するドミナント事業者は存在しないが、今後参入が見込まれている域内長距離サービスを提供するBOCsの関連会社の規制上の分類（ドミナント/ノンドミナントの別）は、本件に拘わらず公正競争条件の観点から注目されており、別の規則制定手続きで詳細に扱おうとされた。

3. 差し控え権限について

FCCが通信法第203条に規定されているタリフの届出義務の賦課を完全に差し控える権限を有するか否かは、上述したとおり、長く論争点となっており、これを踏まえて1996年電気通信法により通信法第10条が制定された。これに基づく今回の規則制定手続きにおいては、FCCの差し控えの範囲が任意裁量型までか或いは完全禁止型までかを巡る議論が行われた。

FCCは、以下の理由から完全禁止型も含むと結論付けた。

(a) 1996年電気通信法立法の歴史（1996 Act's legislative history / 下院資料）

1996年電気通信法の立法の経緯を記した下院資料に、「競争促進のための法改正であり、委員会は第10条を不要な規制を終焉させる有効な道具として期待(anticipates)する」と記されており、それまでのFCCの権限の議論を鑑みれば、立法の意図が完全禁止型を想定していたことが分かる。



AMERICAS

(b) 航空産業での前例

航空産業におけるほぼ同様の議論において、「議会の意図は規制機関の権限を任意裁量型までしか想定していない」という主張をワシントンD.C.の控訴審が却下している。

(c) 法律の文言の解釈

通信法において、CMRS (Commercial Mobile Radio Services) に通信法第2編 (コモンキャリア) を一切適用しないとする条文には "inapplicable" という用語が使われているが、通信法第10条には "forbear from applying", "(forbear from) enforcing" という文言が使われており、前者が完全禁止型を意味しているのに対し、後者は任意裁量型を指し示しているとするコメントが事業者から出された。これに対しFCCは、これまでも "forbear" を両義で使ってきており、裁判所も同様であることを例示し、文言からは明確な判断を下すべきではなく、経緯・背景等を十分に考慮する必要があるとした。

4. 新たに設定された義務

(1) ユニバーサルサービスの提供に係る宣誓

FCCは、通信法第254条(g)項に規定されている料金の均一化及び統合化 (rate averaging and rate integration) を確保するため、この義務の履行を宣誓する保証書 (certification) に役員の署名を入れ、毎年FCCに届け出ることを義務づけた。

(2) タリフの揭示公開

タリフの届出義務の適用差し止めにより想定される問題のセーフガードには、上述の保証書の他に通信法第208条 (救済申し立て) があるが、その機能を十分なものとするため、タリフ情報を公開することの必要性がコメントにおいて指摘された。これを受けてFCCは、競争促進という公共の利益も同時に実現できることから、最新のタリフの揭示公開義務を課すとした。但し、事業者の負担軽減のため、揭示内容のフォーマット及び揭示場所は特定しないとされた。

(3) 届出用タリフの維持・管理

FCCは、救済申し立てへの対応等、必要に応じてタリフの届出を事業者に要求する権限をFCCは有するとし、事業者には、常時届出ができるようにタリフを維持・管理することを義務づけた。また、タリフの変更後も、変更前のタリフを2年6ヶ月間保存しておくことも同時に義務づけた。

5. 経過措置

前述のとおり、FCCは、タリフ届出を完全禁止することによる契約形態の変更に伴う手続き等の経過措置期間を9ヶ月間設けるとしており、同期間内のタリフの届





出は拒否しないとしている。但し、長期個別契約 (long-term service arrangements)^(注4) の届出については、filed rate doctrine防止等のため受理しないとされており、一般 (mass market) 向けのタリフのみが対象となる。

6. 国際サービス

FCCは、今回の決定の対象を国内長距離サービスに限定しており、国際サービスに係るタリフの届出差し控えについては別の手続きで検討するとした。尚、既存の国内・国際バンドルサービスについては、国際サービスの部分についての届出義務を継続するとした。

7. AT&Tのサービス

国内長距離サービスに関するAT&Tの規制上の分類を、ドミナント事業者からノンドミナント事業者に変更する請願により開始された手続きにおいて、AT&Tは、想定される問題点に対するセーフガードとしていくつかの自主的な約束をコミットしていた。このコミットメント中、以下に記す2項目は、FCCへのタリフの届出を含む内容となっていたため、今回の決定において、その今後の扱いが明らかにされている。

尚、AT&Tのその他のコミットメント^(注5)については、今回の決定により影響を受けないとして、今回の決定では考慮されていない。

(1) アナログ専用回線、800番号案内サービス

AT&Tは、アナログ専用回線及び800番サービスの番号案内サービスについて、今後3年間は、その料金の値上げ幅は消費者物価指数を上限とし、事前周知を行うことをコミットし、FCCへのタリフの届出を行うとした。FCCは、この2つのサービス市場の規模は極めて小さいが、AT&Tによる市場支配力の濫用の可能性があることから、そのタリフの届出義務は、今回の差し控え決定に拘わらず3年間継続するとした^(注6)。

(2) 低所得・小額利用者向けサービス

AT&Tは、低所得・小額利用者向けサービス (オプション) の提供を今後3年間継続し、同サービス (オプション) の変更等を事前周知することをコミットし、FCCへのタリフの届出を行うとした。FCCは、これらのサービス (オプション) の継続及び事前周知義務を1998年秋まで継続するとしたが、タリフの届出については差し控えの対象とし (届出義務は解除された) FCCが監視することについてのみ言及された。

(注4)

例として、AT&Tの Tariff 12 options、MCIのspecial customer arrangements、Sprintのcustom network service arrangementsが挙げられている。

(注5)

料金の統一化 (integration) ・地域平準化 (averaging) 維持、アラスカ発着通信料金維持及び個別契約タリフ (contract tariffs) 維持

(注6)

FCCは、3年間の最後の9ヶ月間に、届出られたこれらのサービスのタリフを取り消す (cancel) ことも義務づけた。



KDD RESEARCH



AMERICAS

(注7)
FCC規則(CFR)63.07

8. 影響等

(1) ノンドミナント国内長距離事業者の規制

米国の長距離サービスを提供するノンドミナント事業者は、既に通信法第214条(線路の延長)に係る認可取得義務が免除されていることから^(注7)、今回の決定により、無線局免許の取得義務を除くFCCに対する認可/届出手続きは、基本的にはトラフィック報告及び環境アセスメント関連の手続き(必要な場合)のみとなった。

(2) 情報収集コスト

中小のリセラー等は、FCCに集まる最新のタリフ情報を光ディスク等で毎月送付するサービスを利用して、有利な仕入れ先や潜在的な販売先を探しているとのことで、今回の決定は、タリフ情報の収集コストを増加させ、タリフ情報の価値を高めるといった側面を有している。

(3) 消費者保護

AT&Tは1996年12月1日より住宅向け及び小口ビジネス向けの長距離サービスを値上げしている(本号別記事参照)。同様の値上げは同2月にも行われ、共にMCIやスプリントの追随を伴っている。長距離事業者は、低所得・小額利用者等、各種割引サービス(オプション)の選択の余地が小さく、料金センシティブではない顧客層に、その他の顧客層を巡る競争の負担を、目立たないように負わせている様子である。

このことは、FCCの目論む「競争による値下げのメリット」は、必ずしも全ての消費者(顧客)が享受するものではないことを示しており、メリットの偏在による一部の消費者の不利益という問題を提起するものと言える。今回の決定において、「通常非規制産業に近づく」等の表現が何度か用いられているのは、このような問題を内包する「消費者の保護」(及び「公共の利益」)に替わる現実的な根拠を求めたためと考えることも可能である。

<出典>FCC CC Docket No. 96-61 Second Report and Order



KDD RESEARCH

AT&T、住宅向け長距離サービス料金を値上げ

2月に続き、月額平均で約60セント、約5.9%の値上げ。RBOCsによる長距離市場参入に伴う料金競争を見据えた動き。

AT&Tは1996年12月1日より、住宅向け長距離サービス料金の値上げを実施した。これは月額平均で約60セント、率で約5.9%の値上げであり、本年2月に続くものである。コーリングカード利用、オペレータ通話料金もそれぞれ5%、2.6%の値上げとなっている。

加えて、小口ビジネス対象の国際通話、800番サービス、PRO WATS関連の値上げも合わせて実施され、その率は4.8%となっている。1993年から精力的な宣伝を行っていない、Reach Out America、SelectSaver、AnyHour Saverの各種サービスの基本料も値上げする。

また、同日にMCI及びスプリントも同様の値上げを行なっている。MCIが値上げ率約4.9%、スプリントが約2%となっている。

<出典>AT&T^o レスリ-ス、Telecommunications Report(12.2)

COMMENT

AT&Tは1996年、収益を左右する(国内)長距離通信市場において、2月と12月の2度にわたり住宅向け料金を値上げする一方で、本年9月にOne-Rateを導入した。AT&Tは長距離通信市場でのシェア低下に対する巻き返しを図るべくOne-Rateを導入しながらも、割引オプション等の選択の幅が狭く、料金に対し比較的センシティブでない顧客層への料金や、ここ数年、新規獲得に注力していないReach Out America(ダイヤルクーポン型サービス)の基本料の値上げ等、AT&Tは顧客層毎に差別化した料金戦略を進めている。

こうした動きは、財務状況の厳しさを背景として、AT&Tの地域電話参入を含むコアビジネスへの集中という総合的な戦略の下で行なわれており、ローカル進出等の国内ネットワーク(PCSを含む)の拡充のための資金獲得としての側面を有している。なお、今回の値上げを含め2度にわたる住宅向け料金の値上げは通信法改正で可能となったRBOCsによる長距離市場参入及びそれに伴う料金競争を見据えた動きとも捉えられる。

(加藤潤一)



ASIA



韓国

通信市場における国内競争力強化と規制緩和

98年1月からの通信市場対外開放に照準を合わせた、KT 政府保有株式の更なる民間放出、市外電話・セルラー電話等における競争が進行中。

情報通信部(MIC: Ministry of Information and Communication)は、95年7月に策定した「通信事業競争力強化のための基本方針」に基づき、96年6月、市内電話サービスを除く7事業について、27社に対し新規免許を付与し、一気に通信市場における規制緩和を進めた。

また、従来独占状態にあったセルラー電話、市外電話市場には、96年前半から競争会社がそれぞれ1社ずつ参入し、既存キャリアとの間で熾烈なシェア争奪戦が始まっている。今後も、新規サービスであるCT-2、PCS、および第3キャリアの国際電話サービスの提供開始を次々に控えている。

一方、韓国の代表的通信事業者としての国際競争力の向上が望まれるKTは、経営の自主性を高めようと、96年後半2度にわたりKTの政府保有株式の売却を実施している。最終目標は、KT株式の政府持分を49%以下とすることである。昨年12月に念願のOECDの正式メンバーとなり、先進国の仲間入りを果たした韓国は、WTOの約束期限である98年1月以降の通信市場対外開放(事業許可、外資参入枠の拡大)に向けて、外国企業に対抗し得る新規国内通信事業者の早期育成と強化に余念がない。

韓国通信市場における競争の進行状況、KTの民営化と国際競争力強化戦略、通信市場における規制緩和の動向等を紹介する。
(前川 睦衣)

1. 国内競争の進行状況

1.1 市外電話サービス

国際電話サービスの分野では、サービス開始(91年12月)後1年間で約25%のシェアを獲得したDACOMも、市外電話では苦戦を強いられている。96年1月から市外電話サービスに参入したDACOMは、KTよりも7~9%低い通話料金で、96年中に12%のシェア獲得(売上高2,300億ウォン、約308億円相当)を目標としていた



が、96年10月時点で、そのシェアは8%台にとどまっている。そのため、目標シェアを10%以下に下げ、目標売上高も1,800～1,900億ウォン(約241～255億円)に下方修正した。

現在、市外電話サービスのキャリア識別番号はKTが「0」(1桁)であるのに対して、DACOMは「082」(3桁)であり、通話設定時間もDACOM側が5秒程度長い。DACOM側は、シェアの伸び悩みをKTとの間のイコールアクセスの確保がなされていないことに主な原因があると見ており、早期にKT側交換機の改修を行い、事前登録制度が導入されることを要望している。この問題について現在DACOM側は、キャリア識別番号をダイヤルせずにDACOM回線を利用できるよう回線自動選択装置(AGR)を自社開発し、利用者に無料配付することで対処している。

DACOMの今回の市外電話への参入の延長線上には、WLL(ワイヤレス・ローカル・ループ)を利用した市内電話への新規参入がある。国内の足回りを確保することにより、KTに現在支払っている相互接続費用の低減を図りたいところである。

1.2 国際電話サービス

オンセ通信^(注1)は、97年10月1日開始を目的に、KT、DACOMに次ぐ第3番目の国際電話会社としてサービスを提供する予定である。同社の計画では、ソウル、釜山の2箇所に国際交換局を設け、忠清南道に地球局を建設する。98年には、5%のシェア、465億ウォン(約62億円相当)の売上高獲得を目指す。オンセ通信は、今後市場開放が予定されている市内電話サービス、および市外電話サービスにも参入意欲を示している。同社に4.7%出資しているKEPCO(Korea Electric Power Co.: 韓国電力公社)の所有する回線を賃借することも検討されている。

1.3 セルラー電話サービス

セルラー電話市場では、96年4月から、それまで独占キャリアであった韓国移动通信(以下、KMT(Korea Mobile Telecom))と、新規参入キャリア「新世紀移动通信(Shinsegi Mobile Telecom)」との間で競争が開始されており、端末の割引販売や、通話料金の値下げなど早くもシェア争奪戦が始まっている。

KMTは、84年から1社独占体制で、アナログ方式のAMPSセルラー電話サービスを提供してきた。当初は、自動車電話という形態で始められたが、その後携帯電話として急速に普及し、現在までに200万加入以上を獲得している。全加入者のうちの約1/3は、ソウル市内に集中しており、ソウル市内加入者数が96年中に設備容量を越えることが予想されており、今後は、AMPS方式からCDMA方式に加入者を移行していく計画である。同社は、96年1月3日よりソウル西部に位置する2都市、仁川及び豊川で、同年4月12日からは、ソウル市内においてCDMA方式^(注2)のデジタルセルラー電話の商用サービスを開始している。

一方、新世紀移动通信は、800MHzのCDMA方式によるデジタルセルラー電話サービスの提供を96年4月から開始した。96年10月現在で約45,000の加入者を獲得しており、サービス提供地域は、今後ソウルおよび大田(テジョン)を含む24都市に拡大される予定である。基地局と交換機は、国内メーカーである三星(Samsung)から調達するが、新世紀移动通信の出資者の一つであるエアタッチ(本拠地:米国カリフォルニア)から、これについて問題提起を受けている。

(注1)

96年6月に行われた免許落札時のコンソーシアム名は「韓国グローバル・テレコム」。同年7月3日、社名を現在の「オンセ通信」に改めた。主要株主は、高麗合織(Kohap)、亜細亜(Asia)、漢拏(Halla)、ロッテ、ヘテ(Haitei)、大隆(Dae-Ryung)、東亜(Dong-Ah)、日進(Hi-Jin)の8財閥で、合計52.4%を出資している(それぞれ6.55%ずつ)。

(注2)

CDMA方式は、携帯電話の音声やデータなどのメッセージを細かく分割して個別の識別符号を付け、同時に電気通信信号を一方から他方へデジタル方式で送受信する新技術「コード分割多重送信」である。CDMA方式は、米国クアルコム社が開発した技術で、北米においてデジタルセルラー電話の技術標準として普及している。アジア地域では、韓国以外に香港のハチソン・テレフォンが採用している他、中国でも97年中にサービス開始予定。



KDD RESEARCH



ASIA

韓国におけるセルラー電話サービス(2社比較)

	韓国移動通信 (KMT)		新世紀移動通信
	AMPS	CDMA	CDMA
主な出資者	鮮京グループ23% (注1)、KT20%、外国人投資家10%		浦項製鉄15%、コーロン14%、KEPCO 3.5%、金星・三星・現代・大宇の4財閥各々3%、エアタッチ11.3%、SBC8.25%、クアルコム2.6% (外資計22.2%) 他
機器・端末 サプライヤー	モトローラ	LG情報通信、クアルコム	三星電子
端末価格 (注2)	300,000ウォン	700,000ウォン	700,000ウォン
保証料 (注2)	200,000ウォン	200,000ウォン	200,000ウォン
加入契約料 (注2)	70,000ウォン	70,000ウォン	70,000ウォン
月額基本料 (注2)	22,000ウォン	22,000ウォン	22,000ウォン
電波使用料/1分 (注2)	192ウォン	192ウォン	180ウォン
シェア (96年末予測値)	94.7%		5.3%

(注1) 1984年、当時のKTA (韓国電気通信公社) 100%出資による株式会社として設立されたが、1993年に5大財閥の一つ「鮮京グループ」が筆頭株主となった。

(注2) 端末価格、保証料、月額基本料、通話料は、96年5月30日現在。保証料は、サービス解約時に返金される。

(注3) 100ウォン=約13円。

1.4 PCS サービス

1998年からは、「KTフリーテル」および「LGテレコム」、「ハンソル」の3社がCDMA方式のPCS(1.9GHz)サービスを新たに提供する予定である。PCS市場は、96年中に新規免許を付与された通信事業の中でも最も有望視され、2005年までに1,000万加入が見込まれているため、昨年6月のPCS免許入札の選定から漏れた財閥グループ、中小企業等も、対外開放が実施される98年前までに、何とかPCS事業に参加する道がないかを探っており、現在までに次のような新たな動きを見せている。

- ・「グローテル」に参画していた錦湖建設は、「LGテレコム」に4.8%の持株で参加することが確定。

- ・昨年12月末に創立されたKTのPCS子会社「KTフリーテル」には、「エパーネット」に参画していた現代、ならびに「グローテル」に参画していた大宇、暁星などの財閥グループ、および韓国中小企業14,000社以上から構成される「グリーンテル」、外国企業等が出資予定。

- ・KT、ならびにLGと比較して、通信分野における実績のない「ハンソルPCS」には、以前親会社であった三星が参画する可能性がある。

現在、セルラー電話を提供中のKMT、新世紀移動通信も将来的に、CDMA方式のPCSに参入する可能性もあり、携帯電話は、今後激戦市場となろう。

1.5 CT-2サービス(発信専用コードレス電話)

CT-2サービスは、英国、香港、オーストラリアでは失敗に終わっているが、韓国では、新規サービスとして提供が開始される。KTは、本年2月1日からの商用サービス開始に先立ち、昨年12月20日から今年1月末までの予定でソウルなどで、

韓国初のCT-2試験サービスを提供中である。この後、続いてナレ移動通信が本年1月、ソウル移動通信が本年2月からのサービス開始を予定している。

KTのCT-2サービス名は「シティーフォン」で、1998年までに全国の首都圏、都市にサービスを拡大する計画である。CT-2サービスの提供地域を限定されているページング事業者と基地局を共同設置、利用することで基本合意している。利用料金は、保証金なしで、加入料3万ウォン(約4,000円)、月額基本料5千ウォン(約700円弱)で、通話料は、移動電話料金と比較して、市内は1/3、市外は1/2程度に設定する予定である。端末価格も移動電話の市場価格よりも25%程度低く設定することで、普及、拡大を図る。

1.6 今後の新規免許付与

情報通信部傘下の通信開発研究院(KISDI)がまとめた「通信事業競争拡大および新規サービス導入政策方向(案)」によれば、97年中にKTに次ぐ第2番目の市内電話事業者1社および第3番目の市外電話事業者が選定される見込みである。市内電話については、これまでにDACOM、KMT、オンセ等の設備ベースキャリアおよび「ドルネット」^(注3)等の回線賃貸事業者が市内電話への参入意欲を示している。情報通信部は、新規市内電話サービスの技術標準を、ケーブルTV網、または無線加入者網(WLL)等の新技術のうちから事業者自由に選択させる計画である。

PCS、CT-2、セルラー電話および無線データ通信については、98年までは、免許の追加付与は行わないこととしている。ただし、KMTおよび新世紀移動通信に対しては、5MHz程度のPCS周波数を割り当てる模様。通信事業者の選定方式は、原則的に現行の事業計画書評価方式を維持するが、利権規模の大きくない地域TRS(Trunked Radio Services: 業務無線通信)あるいは地域ページングの場合は、研究開発出捐金で最高額を提示する事業者とする周波数競売制を段階的に導入することも検討する。

2. KTの動向

2.1 民営化計画

財政経済院(MFE: Ministry of Finance and Economy)は、政府系企業の民営化推進策の一環としてKTの政府保有株式の売却を93年からこれまでに過去3回にわたって実施してきた^(注4)。現在、KTの株式の政府保有率は80%弱であり、これを最終的に50%未満とする計画である。

KTの政府持分株式の追加売却は、証券市場の停滞等を理由に、昨年から延期されてきたが、昨年10月14日に機関投資家のみを対象に通算第4回目の売却が実施された。合計675万株を最低予定価格1株44,500ウォン(約6,000円)で売却予定であったが、主要投資機関からの応札がほとんど得られず、合計15万2千株(約68億ウォン相当)しか落札できなかった。そのため、12月12~13日に最低価格を1株37,600ウォン(約5,000円)に引き下げ、692万株(持分率2.4%)を第2次売却した。今回は、入札対象を一般法人にまで拡大し、株式取得後6カ月以内の売却を禁止するという前回の制限を撤廃し、これを前回の落札者にまで遡及適用することとしている。97年上半期にはKTの株式を上場する計画もある。

(注3)

KEPCO保有の7,900kmに及び光ファイバー通信網を基盤とし、KEPCOと、情報通信分野で10年間の実績を持つ三宝コンピュータの両社が設立する合併会社。昨年6月「ウィンネット」という名称で、回線賃貸事業免許で落札したが、その後改名し「ドルネット」となった。97年8月から商用サービス開始予定。

(注4) 93年10月と94年4月にそれぞれ10%(2,879万株)および5%(1,440万株)を売却した。その後94年10月にさらに5%(1,360万株)を競争入札により売却。昨年10月の売却前の構成比率は、2億800万株のうち、政府80%、一般投資家10%、国民年金6%、KT持分会社4%であった。なお、現行の電気通信事業法によると、応札できるのは韓国国籍を有する法人あるいは個人の投資家であり、外国企業の出資率が50%をこえる合併会社や外国人には資格がない。



KDD RESEARCH



ASIA

通信サービスにおける競争導入と今後の予定

サービス	免許取得キャリア		今後の予定
市内電話	KT		97年中に1社追加。
市外電話	KT、DACOM		97年中に1社追加。
国際電話	KT、DACOM、オンセ通信		98年以降検討。
セルラー電話	KMT、新世紀移動通信		98年以降検討。
PCS	KTフリーテル、LGテレコム、ハンソルPCS		98年から3社サービス開始。追加付与は98年以降検討。
CT-2	全国	KT	97年前半から3社サービス開始。サービスの発展性が不透明であるため、追加付与は98年以降検討。
	ソウル市内	ソウル移動通信、ナレ移動通信	
	その他の地域	ポイル移動通信、セリム・テレメッセージ、光州移動通信、チョンブク移動通信、チュンナン移動通信、セハン移動通信、カングオン移動通信、済州移動通信(ボケベル8社)	
移動体データ通信	エアメディア、インテック無線通信、ハンコムテレコム		98年以降検討。
無線ページング	全国	KMT	97年中に釜山/慶尚南道、大邱/慶尚北道の2地区に1社ずつ追加
	ソウル市内	ソウル移動通信、ナレ移動通信、ハッピーテレコム	
	その他の地域	上記CT-2の「その他の地域」同様。	
業務用無線通信 (TRS)	全国	コリアTRS、亜南テレコム	忠清北道、忠清南道、江原道、全羅北道地域の4地区に早期に1社ずつ選定。97年中に全羅南道で1社追加。
	ソウル市内	ソウルTRS	
	その他の地域	グローバルテレコム、大邱TRS、光州テレコム、済州TRS	
衛星携帯通信 (GMPCS)	関門局免許	---	早期に付与予定
	事業免許	---	選定時期と認可方法は、98年以降決定。

(注) 衛星携帯通信は、ICO、イリジウム、グローバル・スター等の衛星を利用したサービス。

2.2 「公正競争」宣言

KTは、韓国政府の通信事業の競争力強化のための基本方針を受け、全ての通信事業者が市内電話網等を同等な条件で利用できるよう、競争事業者との相互接続等に関し、昨年5月、「公正競争基本計画」を発表した。その内容は、KTは市内電話部門の中立性を保障するため、年内に事業者間合同準備班を設立し、相互接続協議のための標準手続きを作成すること、また、基幹通信事業者の協議体を設立し、事業者間紛争を解決する窓口とするなどである。

具体的な相互接続の標準手続き(案)の内容は、以下のとおりである。

- (1) 競争事業者の需要通報義務条項を廃止し、事業者の回線需要を調査し、適切な時期に回線を供給できるようにする。KTが事業者の要求に応じられない場合、接続設備費を減免する。



- (2) 回線初期接続の場合は3カ月以内、追加接続の場合は2カ月以内に協議を完了する。
- (3) 接続料負担を明確にするため、接続料算定根拠と原価資料を公開し、他事業の原価および通話量に関する資料も協議の上、公開する。

上記事項は、法的な拘束力は持たないが、ボトルネック設備を有する事業者側からの自主規制措置として、一定の評価ができる。

また、KTは、97年8月から事前登録制を全面的に施行し、イコールアクセスを確保するとともに、PCS、CT-2等の新規サービスを含めて、サービス別設備分界、責任分界、人材区分等を土台に会計分離を進め、原価算定基準を作る計画である。

2.3 海外事業の強化

KTは、昨年11月、「KTビジョン2005」を発表し、海外事業部門を大幅に強化し、2005年までに6兆ウォン(8,000億円)の売上達成を目標とする計画を明らかにした。現在、7カ国27名の海外派遣社員を2005年までに1,250名に増員し、海外事務所を増設、駐在員、地域専門家も強化する予定である。

国内の電気通信市場における規制緩和と競争が進展するにつれ、KTの国内市場における既存サービスのシェアの低下は必至であり、KTは生き残りをかけて本格的に海外市場開拓を目指すこととなった。これまでもKTは、インドにおける現地法人「モディ・コリアテレコム」の設立、フィリピンのレテルコムへの出資等の他、アジア地域以外でもブラジルの総合通信事業者CRT社の民営化で現地コンソーシアムに出資、またイスラエルの第二国際通信事業への入札に参加するなど数多くのプロジェクトに参画しているが、今後はこうした動きに一層拍車がかかることが予想される。

KTの主な海外進出事業

	進出国	事業内容
1994年	フィリピン	CAPWIREなどの通信キャリアを有する持株会社レテルコムに20%出資。
	インド	地元財閥モディグループとの間に無線呼出サービスの合弁会社「Modi-KT」を設立。
	ベトナム	ベトナム郵電省と事業協力ベース(BCC)で、ハイフォン市などに電話回線4万回線を増設することで合意。
1995年	モンゴル	モンゴルテレコムとの間で、市内・市外・国際通信サービスの提供について契約調印。
	ロシア	ハバロフスクのデジタル電話網構築で、350万ドル投資。
1996年	ポーランド	ページング事業者「テレページ」の株式35%を取得。
	カンボジア	韓国LG情報通信とシンガポールの貿易会社SIMとの合弁会社「メコンモバイル社(仮称)」に60%出資。年末からブノンペンでTRS事業開始予定。
	台湾	南中北部など3地域で、CT-2事業を推進するパシフィック・テレコミュニケーション台湾など3社の資本総額の20%を3450万ドルでの買収で協定締結。今年12月からサービス開始予定。

(KDD総研作成)



KDD RESEARCH



ASIA

3. 規制の緩和

日本、米国、EU加盟国など52カ国が参加するWTO基本電気通信交渉のグループ(NGBT: the Negotiating Group of Basic Telecommunications)のメンバーである韓国は、本年2月15日までに具体的な電気通信の市場開放の枠組みについて結論を出さなければならない。現時点で交渉のテーブル上にあるのが、昨年12月の時点でWTOに提示しているオファー(案)である(下表参照)。韓国政府が、外資参入制限の緩和などについて、最終的にどの程度踏み込んだ決定を下すかに注目が集まることとなる。

WTO基本電気通信交渉におけるオファー(案)からの抜粋(95年12月時点)

設備ベースキャリアに関する項目	現 行	オファー(案)
通信事業への参入規制	事業者数を制限。	1998年1月以降、事業者数の制限を撤廃。
市内、市外、国際電話などの固定電話サービス(注)への外資参入	禁止。	1998年1月以降、1/3まで認める。
KTへの外資参入	禁止。	1998年1月以降、20%まで認める。

(注) 現在、移動体通信、港湾通信、空港関連通信については最高33%まで外資が認められている。また、ISDN、EDI、電子メールといった付加価値通信サービスについては、94年1月から外資制限が撤廃されている。

4. 最後に

韓国政府は、昨年、フィリピンで開催されたAPECにおいて採択された「マニラ行動計画」でも、通信事業者への外資導入制限を緩和することを宣言している。今年2月に迫るWTO基本電気通信交渉期限に向けて、今後も多国間交渉が進められるが、欧米諸国からの要求などを受け、韓国側は現在までに提示しているオファーの上方修正を迫られることは必至である。新規通信事業者への外資率33%を49%まで拡大することも検討中とも伝えられている。また、韓国の通信事業者は、CDMA方式のセルラー電話、PCSをはじめとする新規通信事業の設備調達において、子会社あるいは関連会社など現地メーカーを優遇しているという指摘を欧米諸国から受けており、通信機器市場の開放も今後の課題である。

韓国の国内キャリアは、特にネットワーク技術面で世界水準に遅れを取っていると言われており、一気に対外市場開放を行えば、外国企業に市場を占有されてしまうという懸念がある。一方で、競争原理の導入により事業免許を獲得した多数の新規キャリアを粗製濫造という批判を受けることなく短期育成し、通信市場の拡大を実現していくには、イコールアクセス、相互接続、料金規制などの面で公正な競争環境作りを行うと同時に、利用者の立場から多様なサービスを適性価格で提供していく必要がある。市場開放と、国内事業者の育成・強化、両面のバランスを今後どのように取っていくのか、情報通信部の判断は興味深い。



【参考文献・資料】

- KDD ソウル事務所報告(5.20, 7.16, 8.20, 10.31 1996 他)
- ASIA-PACIFIC TELECOMS ANALYST (5.13, 10.7, 11.4, 11.18, 1996)
- Asian Wall Street Journal (11.20, 1996)
- the Korea Economic Weekly(11.4, 1996)
- Global Mobile (6.27, 1996 他)
- The Korean Economic Weekly (11.18, 1996)
- PYRAMID RESEARCH ASIA (9.19, 10.31, 1996)
- Telecommunications Development Report (10.31, 1996)
- TELECOMMUNICATIONS POLICY (Vol.20, No.5 1996)
- Telecom Perspectives(August 1996)

香港

香港テレコムの業績

95年度に引き続き96年度上半期の業績も好調。

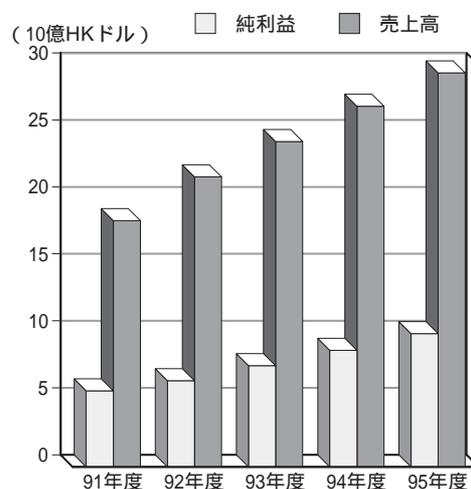
香港テレコムの95年度(95年4月～96年3月)の売上高は前年度比9.3%増の294億520万HKドル、純利益は同14.3%増の99億3,880万HKドルであった(下図参照)

96年度上半期(96年4月～9月)の売上高は前年同期比9.3%増の159億2千万HKドル(約2,388億円)、純利益は同12%増の53億9千万HKドル(約809億円)を計上した。国際電話トラフィックは、前年同期比11%増で、売上は同4.8%増の87億HKドル(約1,305億円)となった。

域内電話及び国際電話市場等の競争激化にもかかわらず、過去数年に亘る増収増益傾向に変化なし。

<出典>KDD香港(5.15、他)、Financial Times(11.6)他

図 香港テレコムの業績推移



(KDD総研作成)



KDD RESEARCH



ASIA

COMMENT

1. 国際通話収入依存率の低下

香港テレコム(HKT)は香港テレホン(HKTC)、香港テレコムインターナショナル(HKTI)及び香港テレコムCSL(HKTCSL)の持株会社であり、連結決算を行っている。又、香港テレコムIMSを設立し、双方向マルチメディア・サービス事業のサービス開始を96年7月に行う計画であったが、1年程延期された。

香港テレコムの総収入に占める国際通話収入依存率は低下傾向にあり、3年前の63%から本上半期では55%となった。

2. 国際電話市場の競争激化

約2,000億円の香港国際電話市場に10社が乱立し(HKTI以外はすべてコールバック)凌ぎを削るという競争状況が一層激化している。HKTの国際電話収入増加率の減少(92年度22.6%増、93年度11.6%増、94年度7.6%増、95年度1.3%増)がそれを示している。

HKTIの総国際通話トラフィックにおける中国宛トラフィック依存率は過去10年間徐々に高まり、93年度に50%を超え、その後も漸増している。しかし、これまで国際電話収入増の牽引役であった中国宛トラフィックが、本上半期では前年同期比5%増と低迷し(その他トラフィックは17%増)HKTは「本上半期ではコールバック事業者に国際通話トラフィックにおいて15%のシェアを奪われた。通期では20%に達する見込み」について明らかにした。なお、競争対応の一環として限定割引サービス(期間は12月のみで11月利用分数を上回った分数を対象とした中国を除く国際電話料金の割引)を行う旨発表した。

3. その他通信サービス及び域内電話の売上が好調

HKTのその他通信サービスは過去数年間順調に売上を伸ばしている。95年度の総売上に対する同サービスの売上比率は20%に達した(年度増加率:92年度10.7%増、93年度17.8%増、94年度23.8%増、95年度33.7%増)。

その他通信サービスの売上増の理由として、セルラー電話サービスの加入者増(95年度は前年比66%増で27万、本上半期では32万加入に達した)やVoice Mail、付加価値Fax及びデータ通信サービス等の売上増をHKTは挙げている。しかし、香港のセルラー電話事業は4社で競合状態にあり、HKTCSLが加入者数では首位を保っているが、追従する他社との差はほとんどなく、料金値下げ競争が激化している中、その他通信サービスの売上を毎年20%前後増加させる程セルラー電話収入が伸びているとは思えない。その詳細な内訳が公表されていないので推測にすぎないが、コールバックトラフィックの増加に比例して香港着信トラフィックが伸び、海外から支払われる計算料金収入の大幅な増加とアジアのハブ化を目指した国際専用回線の低価格による売上の増加が関係しているのではないかと推測される。HKTは2006年まで設備ベースでの国際通信独占権を保有する一方で、独占権の早期終了について香港政府との協議開始を準備しているものの、好調な業績がこの独占権によるものであるならば、越えるべきハードルは高い。国際通話収入依存率を低下させるため、HKTは既に経営の多角化活動を展開中で、PCS市場への参入には失敗したが、CAS事業者免許でも応札し(PHS採用を決めて入札に参加)、ATMやISDN等の新サービス





にも積極的に対応し、光海底ケーブル回線の敷設には過去数年間で30億HKドル以上投資している（中韓ケーブルや開通間近の北京／香港間ケーブル等）

香港の域内電話においても95年7月に競争が導入され、HKTCの他、ハチソン・テレコム、ニューT&T香港、ニューワールド・テレホンの4社が競っているにもかかわらず、HKTの95年度域内電話の売上は総売上の14%を占め（この比率は過去数年間変化なし）96年上半年も前年同期比8%増という好調振りを呈している。域内電話料金は月額固定料金制（通信料金はなし）であるので収入の増減要素は加入者数（回線数）のみとなるが、香港の100人当たりの電話普及率は世界的に最高水準（95年で59.2）の下での回線数増加の理由として、HKTは既加入者へのHome-fax用の好調な回線販売（増設）を挙げている。

4. 今後の展望

国際通信独占権の終了は大問題だが、香港の中国返還（97年7月1日）以降中国宛通話が国際電話から長距離電話になることによる料金値下げ問題も業績に与える影響は大きい（現在広東省宛料金は中国の他の地域宛の1/3程度であるが他の地域は日本宛より高い）。中国での合弁事業、シンガポールや台湾でのセルラー電話事業を進め、双方向マルチメディア・サービス事業の開始を予定する等経営の多角化や合理化（95年夏以降1千人の人員を削減し今後3年間で2,500人の削減を予定）の進展も重要であるが、高成長路線の継続には独占権終了の時期と中国電話市場への参入形態が鍵となろう。

（神保 修）



KDD RESEARCH



ASIA

インドネシア

成長する移動体電話市場と今後

現在提供中のNMT、AMPS、GSM方式で、45万加入に成長。今後は、CT-2に続きPCS、PHS等も導入予定で、2000年までに100万加入を見込む。

インドネシアの移動体電話加入者数は、現在45万近くに上っている。人口約1億9,000万人で、普及率に換算すると100人あたり0.225台と、微々たる数字ではあるが、1990年から1994年までのRepelita V(第5次国家開発5ヵ年計画期間)では、年率平均41.8%の割合で増加してきた成長分野である。昨年10月、政府はRepelita VI(第6次国家開発5ヵ年計画:1994～1999年)のセルラー電話回線敷設の当初の目標値40万回線を大幅に修正し、120万回線とした。政府はセルラー電話加入者数は、2000年までに100万を超えると見込んでいる。

インドネシアでは、95年初頭のセルラー電話端末に課される35%の奢侈税の廃止に続き、95年10月の同端末への25%の輸入関税撤廃(財務省令475号1995年)、加入契約料の70%引き下げ、近年のGSM網の急速な拡大などにより、普及に一層拍車がかかった。島嶼国インドネシアでは、移動体電話の普及が重要なインフラと位置づけられ、政府は今後もPHS、PCS、衛星を利用した次世代移動通信サービスの導入等を計画している。移動体電話サービス市場における規制緩和と事業者の動き、今後の展望を概説する。

(前川 睦衣)

(注6)

「基本サービス」には、市内・長距離電話、移動体セルラー電話、固定無線電話、専用線、パケット交換データ通信、テレックス、電報、VSAT等が含まれる。

(注7)

「非基本サービス」には、電子メール、蓄積型ファクシミリ通信、EDI(電子データ交換)、ページング、ビデオ会議等が含まれる。

(注8)

Kerja Sama Operasiは、インドネシア語で「共同事業運営」を意味する。現在、第6次国家開発5ヵ年計画の一環として、進められているインドネシア5区域における固定電話の200万回線増設計画においても民間コンソーシアムとの間で、この方式が採用されている。

(注9)

Pola Bagi Hasilは、インドネシア語で「収益分割方式」を意味する。

1. 規制緩和

1.1 収益分配方式による民活

従来、インドネシアの電気通信サービスは、国有企業のPTテルコム(国内通信)とPTインドサット(国際通信)が独占的に提供してきたが、1989年4月に改定された電気通信法第3号(Telecommunications Law No.3 of 1989)により、電気通信事業は、「基本サービス」^(注6)と「非基本サービス」^(注7)に分類された。前者においては、BOT、共同事業方式(KSO: Kerja Sama Operasi)^(注8)などの国有企業との提携ベースによる民間企業の参入が認められる一方、後者に関しては国有企業と提携関係を結ぶことなく、独自にサービスを提供することが可能となった。

ここで、注目すべきは、移動セルラー電話が「基本サービス」に分類されている点である。電話の積滞数が300万台を越える慢性的な電話不足で、通信法改正当時、電話の普及率が100人あたり0.8台未満というASEAN諸国の中でも最低水準の状況下であり、人が住む島だけでも4,000近い群島国家という地形的特徴も考慮し、政府は移動体セルラー電話を加入電話の代替インフラとして重要な位置付けを行うと同時に、急成長が見込まれる市場であったため、完全に民間に委ねることを避けたと考えられる。

上記の規制緩和政策を受け、「基本サービス」への参入機会を得た民間事業者は、1991年以降、PTテルコムとのBOT方式に収益分配方式(PBH:Pola Bagi Hasil)^(注9)を取り入れた形で、次々とセルラー電話サービスの提供を始めた。こうして、1991



KDD RESEARCH



年以降「セントラインド(PT Centralindo)」、「エレクトリンド(PT Elektrindo Nusantara)」、および「ラジャワリ(PT Rajawali Wira Bhakti)」の3社が収益分配方式のプロジェクトにより、AMPS方式のセルラー電話サービスの提供を開始した。この方式は、タイ、ベトナム等の発展途上国のインフラ整備で広く行われている民活方式であり、PTテルコムとの内部資金、および外国からの借款だけでは、資金不足であるため、民間企業に資金調達、建設工事、一定の期間運用を行わせ、それにより得られた運用収入をPTテルコムと民間企業との間で分配するという、政府が事業の利権を保持したまま、政府と民間企業の双方が潤う方法である。

1.2 合併方式の導入

その後、1993年2月の政令第8号により、さらに部分的に規制緩和が進められた。これは市内、長距離電話を除く「基本サービス」において、PTテルコムあるいはPTインドサットとの合併企業の設立を新たに認める内容であった。合併方式の場合、従来の収益分配方式に比べ、収益を柔軟に投資に振り向けられるという点で民間企業にとっては、メリットが大きい。その結果、誕生したのが大手財閥ビマントラ・グループを中心とする、PTテルコム、PTインドサットとの合併会社「サテリンド」である。同社は、現在、国際通信、セルラー電話、衛星通信を提供している。

また、1994年9月には収益分配方式のセルラー電話会社「エレクトリンド」が「コムセリンド(PT Komunikasi Selular Indonesia)」に名称変更し、PTテルコムとの合併会社になった。その後「セントラインド」は「メトロセル(PT Metro Selular Nusantara)」に、「ラジャサ」は「モビセル」に名称変更し、同様にPTテルコムとの合併会社となった。94年以降に設立されたGSM方式のセルラー電話会社「テレコムセル」、「サテリンド」、「エクセルコミンド」の3社は、全てPTインドサットおよびPTインドサットとの合併会社である。

2. 料金体系

「基本サービス」の料金は、全て観光郵電省(MTPT: Ministry of Tourism, Post and Telecommunications)が決定している。セルラー電話サービスでは、他の通信サービス同様、全ての事業者に統一の収納料金を適用しているため、加入契約料から通話料金に至るまで事業者による料金格差は基本的にはない。しかし、課金方法には自由度が残されており、例えば、電波使用料は1分毎に275ルピア(約13.4円)で統一されているが、課金単位はサテリンドが20秒であるのに対し、テレコムセルは6秒となっている。この他、事業者はサービスエリア、サービス品質、課金のタイミング^(注10)などで競うこととなる。

GSMセルラー電話の通話料金は、電波使用料、市内通話料金、市外通話料金の3種類から構成されている(次頁表参照)。

(注10)
通話相手先が出る前から電波使用料が課金される会社もある。



KDD RESEARCH



表1：GSMセルラー電話の料金構成(96年7月現在)

	料 金
加入契約料	300,000ルピア(約14,610円)
月額基本料(注1)	50,000ルピア(約2,435円)
通話料金(注2)	
GSM / GSM	電波使用料 275ルピア / 1分 × 2 = 550ルピア(約27円) / 1分
GSM / 一般加入者 (市内通話)	電波使用料 275ルピア / 1分 + 市内通話料金 55ルピア / 1分 = 330ルピア(約16円) / 1分
GSM / 一般加入者 (市外通話)	電波使用料 275ルピア / 1分 + 市外通話料金(注3) ゾ-ン1(20-200km) 950ルピア / 1分 = 1,225ルピア(約60円) / 1分 ゾ-ン2(200-500km) 1,320ルピア / 1分 = 1,595ルピア(約78円) / 1分 ゾ-ン3(500km以上) 1,650ルピア / 1分 = 1,925ルピア(約94円) / 1分
端末価格	50万 ~ 250万ルピア(約2.4万 ~ 12万円)

(注1) 付加価値税を含む。

(注2) 表中はすべて、15:00 ~ 09:00のオフピーク料金。09:00 ~ 15:00のピーク時間帯は、電波使用料が25%高くなる。また、通話料金には、10%の付加価値税が課せられる。

(注3) 市外通話料金は、平日06:00 ~ 09:00、ならびに15:00 ~ 18:00までのオフピーク料金。

3. 移動体電話事業者の動き

3.1 NMT-450

3.1.1 モビセル

インドネシア初のセルラー電話サービスをエリクソンのNMT-450システムにより提供してきた「ラジャサ」は、収益分配方式のBTO契約のもと、当初のサービスエリアであるジャカルタ-バンドンから他地域への進出がままならず、加入者の増加が見込めなかった。しかし、95年半ばにPT テルコムとの合併会社方式に組織改革したこと(この時点で、「ラジャサ」から「モビセル」に名称変更)、および昨年3月、日商岩井の10%の資本参加を得たことにより、投資基盤を立直し、96年中にジャワ島全域にサービスを拡大し、8万加入の達成を目指している。今後ランブ、スマトラ島南部、ロンボク島まで拡張するとともに、現行システムNMT-450をNMT-450iにグレード・アップする計画である。

3.2 AMPS

3.2.1 メトロセル

91年7月、スラバヤの投資会社「セントラリンド」がPT テルコムとの7年間のBTO契約により、当初スラバヤ-スマラン地区で、AMPS方式のサービスを開始し、その後、スマラン-ジョクジャカルタ地区に拡大された。現在、AMPS方式から、CDMA方式に移行するため、入札により機器メーカーを選定中である。入札参加者

は、現代、三星、LGの韓国3社およびクアルコム、ルーセント、モトローラの米国3社であった。

3.2.2 コムセリンド

91年11月、ジャカルタの投資会社「エレクトリンド」が、ジャカルタ-バンドン地区でサービスを開始した。その後、93年には、カバーエリアがメダン、ウジュンパンダンまで拡大された。

「コムセリンド」は、97年8月を目途に現行のAMPS方式をCDMA方式に移行していく予定である。CDMA方式の機器メーカーは、入札の結果、三星(韓国)、ルーセント、モトローラの3社が資格を得ている。

3.2.3 テレコミンド

ビマンタラ・グループの「テレコミンド(PT Telekomindo Primabhakti)」は、1993年1月、デンパサールでAMPS方式のサービスを開始した。その後、サービスエリアをバリ島、パレンバン、バリクパバンに拡大している。

3.3. GSM

3.3.1 テレコムセル

テレコムセルは、PTテレコムと、PTインドサットが出資してできた合併会社であるが、96年2月、サービス拡張に伴う設備投資に必要な資金調達のため、17.28%の株式をオランダPTTテレコムに売却している^(注11)。1996年中の設備投資計画額は、前年の2,600億ルピア(約126億円)を大幅に上回る4,500億ルピア(約219億円)で、全国17地域にGSM網を拡大する。現在、114都市でサービス提供中で、加入者数は10万を超えている。

96年5月26日から、ジャカルタ市内およびその近郊でのサービスを開始したばかりで、サービス地域は今後グレータージャカルタ、スマトラ島のバンダアチェ、ランブン、パレンバン、カリマンタン(ボルネオ)島にも拡大される予定である。同社には、オランダのPTT Telecomが出資しており、すでにオランダをはじめとするフランス、スイス、フィンランド、ノルウェーなどの欧州諸国ならびに、オーストラリア、マレーシア、フィリピンなどでもローミング・サービスが可能である。

テレコムセルは、昨年4月北の成長の三角形(IMT-GT)と呼ばれるインドネシア-マレーシア-タイを結ぶ地域内でのGSMをはじめとした信頼できる通信インフラ作りに特に重点を置き、相手2国の全てのGSM事業者とローミング提携を結ぶ計画である。この他、音声応答、メッセージ表示、データ・FAX通信などの付加サービスで差別化を図る。

3.3.2 サテリンド

サテリンドは、これまでに自社GSM網構築のために、1,436億ルピア(約70億円)を投資してきた。ジャカルタを含むジャワ島の大都市を中心とした合計134地域に236の基地局を建設している。今後は、さらにスマトラ島のメダン、パレンバン、バダンや、カリマンタン島のポンティアナク、バリクパバン、ならびにスラウェシ(セレベス島)のウジュンパンダン、マナドにサービス地域を拡大していく。そのた

(注11)

オランダPTTテレコムは、95年6月のインドネシアの200万回線敷設計画にも入札しており(結果は、事前資格審査で失格)、以前からインドネシアでの投資機会を伺っていた。



KDD RESEARCH



ASIA

めに、96年中に更に2,000億ルピア(約97億円)を設備投資し、新たに200の基地局を追加建設する予定である。また、外国のGSM事業者との間で契約を結び、合計40対地以上とのローミング・サービスを可能とすることで、加入者の増大を目指す。

サテリンドは、2基のパラパ-C衛星の運用に伴う、国際関門局および地球局の建設、ならびにGSMセルラー網建設のための3億ドルから4億ドルの資金を捻出するため、96年半ばに社債を発行する予定がある。また、96年から98年の期間GSM網拡大のため、2億3,000万ドルのソフト・ローンを組む計画である。なお、サテリンドには95年4月に、ドイツテレコムの子会社デテモビルが25%の出資を遂げている。

3.3.3 エクセルコミンド

「エクセルコミンド(PT Excelcomindo Nusantara)」は、95年半ばにAMPS方式のセルラー電話事業者「テレコミンド」(前述3.4参照)が、米国ナイネックスや、日本の三井物産の資本参加により設立した合弁会社である。今後は、AMPS(アナログ方式)からGSM(デジタル方式)への移行を図り、150の基地局を含むGSM網建設に向け、3,000億ルピア(約146億円)を投資する計画である。

3.4 CT-2

3.4.1 PT テレポイント

「テレポイント(PT Telepoint Nusantara)」は、96年11月からジャカルタ、タンゲラン、ベカシ、デボクにおいて、1,800の基地局を建設し、CT-2サービスを開始した。1個の基地局で6回線を収容、カバーエリアは200メートルである。今後は、スラバヤ、セマラン、ジョクジャカルタ、バリにも拡大し、97年中に2万加入獲得を目指す。既存のNMT、AMPS、GSMなどの携帯電話よりも料金を低廉にし、中産階級以下をターゲットとする。ちなみに、月額使用料は、電波使用料、通話料金込みのパッケージ料金で、60,000ルピア(約2,900円)である。当初基地局の大部分は、病院、広場、市役所などの公共的な場所を中心に設置し、最終的には公衆電話^(注12)が必要な広範囲な場所をカバーする計画である。

3.4.2 PT スカイテル

「テレポイント」とともに、CT-2の事業免許を得ているが、パイロット・プロジェクト^(注13)を未実施であるため、サービスはまだ提供していない。

4. 次世代移動体通信PCSの導入計画

PCSなどの次世代移動体通信は、セルラー電話同様「基本サービス」として位置づけられるので、民間企業が参入する際は、国有企業との合弁あるいは共同事業方式を組むことが義務づけられる。政府は、郵電総局(DGPT)の標準化局^(注14)を中心として特別検討チームを編成し、95年後半から、次世代移動体通信の技術標準の選定、検討を行ってきた。

(注12)

インドネシアにおける公衆電話の普及率は、1993年の統計によれば、100人あたり約0.028台、合計5,300万台程度である。

(注13)

観光郵電省は、商用サービス開始前のパイロット・プロジェクトの実施を事業者に義務づけている。

(注14)

標準化局(Directorate of Standardization)は、電気通信部門の規制機関である郵電総局(DGPT: Directorate General of Posts and Telecommunications)の監督下にあり、通信機器等の標準化作業にあたっている。



KDD RESEARCH

表2：インドネシアの移動体電話事業者

キャリア名	主な出資者 ( は外資)	提供サービス /開始時期	サービス提供地域	加入者数 /96年9月
モビセル(注1) (PT Mobil Selular Indonesia)	PT Rajasa Hasanah Perkasa(注2)、PT Telkom、日商岩井、PT Telkom年金基金(Kopnatel)	NMT-450 /86年4月	ジャワ、バリ、南スマタ、西サテンガラ	30,000 (6.8%)
メトロセル (PT Metro Selular Nusantara)	PT Centralindo Panca Sakti(注3) 40.2%、Asia Link(注4) 35%、PT Telkom、Djati Yudha Sellular、軍人組合(Kartika Eka Paksi)	AMPS-800 /91年7月	ジャワ島中・東部、イリアン・ジャワ	12,000 (2.7%)
コムセリンド (PT Komunikasi Selular Indonesia)	PT Elektrindo Nusantara(注5) 65%、PT Telkom 35%	AMPS-800 /91年11月	ジャカルタ、スマタ、ジャワ、バリ、加マンタ(ボルネオ島)、スラウェシ(セルベス島)	85,000 (19.1%)
テレコミンド (PT Telekomindo Primabhakti)	PT Rajawali Wira Bhakti 54%、PT Telkom年金基金 20%、PT Telkom 10%、Armys Kartika Eka Paksi 基金 10%、Tri Daya 基金 2%、通信公務員組合(Kopegtel) 2%、テレコム組合 2%	AMPS-800 /93年1月	バリ、加マンタ東部、ランブアン(スマタ島)	11,000 (2.5%)
テルコムセル (PT Telkomsel)	PT Telkom 37.72%、PT Indosat 35%、PTT Telecom(蘭) 17.28%、PT Setdco Megacell Asia(Setdcoグループ) 7.5%	GSM /94年6月試験開始	リアウ、スマタ、バリ、ジャカルタ、西サテンガラ	106,000 (23.9%)
サテリンド (PT Satelit Palapa Indonesia)	PT Bimagraha Telekomindo(注6) 45%、DeTeMobil(独) 25%、PT Telkom 22.5%、PT Indosat 7.5%	GSM /94年11月	ジャカルタ、ボゴール、タングラン、パカ、ジャワ、バリ	190,000 (42.8%)
エクセルコミンド (PT Excelcomindo Pratama)	PT Telekomindo Prima Bhakti、PT Telkom or PT Indosat 8%、Nynex 23.1%、三井物産 4.2%	GSM /96年9月	ジャワ、バリ	10,000 (2.2%)
テレポイント(注7) (PT Telepoint Nusantara)	Romeo Sibih氏(PTテレポイント社長) 45%、Ali Chendra氏(同取締役) 25%、Kerta Raharja(政府機関の従業員基金) 20%、観光郵電省 5%、Kopostel(郵電総局の協同組合) 5%	CT-2 /96年11月	ジャカルタ、タングラン、パカ、デボク	---
合計				444,000 (100%)

(注1) 1986年、当時の観光郵電大臣アフムド・タヒル氏一族が設立した従来の収入分配方式の会社「ラジャサ(PT Rajasa Hasanah Perkasa)」から、1995年後半、PT Telkomとの合併会社になった時点で、名称も変更された。

(注2) PT Rajasa Hasanah Perkasaは、スハルト大統領の末子の所有する会社PT Bina Reks Perdana及びベル・アトランティック、International Wireless Communicationsの合併会社。

(注3) 前身のセントラリンド(PT Centralindo Panca Sakti)は、収入分配方式PBH会社であった。

(注4) Metroselは、香港のファスト・モバイル・カバニーの子会社で、34%はサリムグループが出資。

(注5) 前身のエレクトリンド(PT Elektrindo Nusantara)とPT Telkomの合併会社。エレクトリンドは、ビマンタラ・グループの子会社。

(注6) スハルト大統領の二男、パンバン・トリハトモジョ氏が事実上のオーナーであるインドネシアの大手コングロマリットであるビマンタラ・グループ傘下。1996年5月、ボロブドール・インターコンチネンタル・ホテル等を所有するPT Jakarta International Hotel & Development(JIHD)が、ビマグラハ・テレコミンドの株式50%を所有するPT Graha Jakarta Sentosaの株式95%を取得したのでJIHDは、サリト社に間接的に21.3%の出資を果たすこととなった。

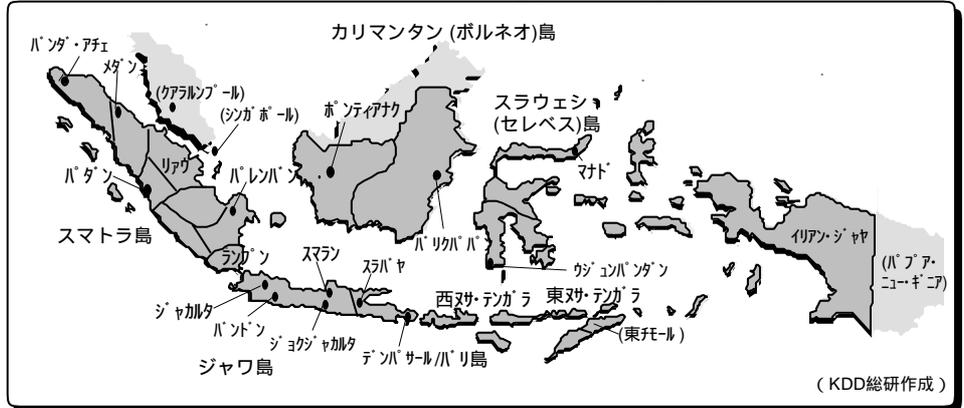
(注7) テレポイントの他、スカイテルもCT-2事業免許を得ているが、サービス未提供であるため、記載していない。





ASIA

図 インドネシアのセルラー電話サービス提供地域



現在のところ、候補に上がっている技術標準は、日本のPHS、米国のCDMA方式のPCS、欧州のDCS-1800などであると伝えられており、内外の120社以上が参入意欲を示しているということである。観光郵電省によれば、国内既存キャリアではPTテルコム、PTインドサット^(注15)、PTサテリンド、テレコミンド、テレコムセルなどの他、新規事業者では、リッポ・グループ、メルクブアナ、ブカカ、カトゥール・ヤサ、クリスナ・ドゥタなどが含まれている。また、外国事業者では、現在インドネシアのセルラー電話機器を受注しているモトローラ、エリクソン、および95年からPTテルコムとPHS共同実験を行ってきたNTTなどの他、三菱商事、ノーザンテレコム(カナダ)、スイスPTTテレコム、テレダンマークなどである。

政府は、各技術標準のパイロット・プロジェクトの結果を考慮し、今後3社程度に事業免許を付与する予定である。

5. 移動体電話市場の今後

1991年以降、インドネシアの電気通信市場においては、競争と規制緩和が促進されてきた。しかしながら、シンガポール、フィリピンなど他のASEAN周辺諸国と比較すると、その速度は非常に緩やかである。WTOの基本電気通信交渉においても、マレーシアと並び、外資規制や、国内・国際通信サービス等の提供に関する改善措置を提示していない。

政府は1994年から10年間のPTインドサットとPTサテリンドによる国際通信における複占、およびPTテルコムの1996年から15年間の市内固定電話の独占、ならびに同社の10年間の市外電話の独占を保証しており、国内・国際電話については、今後も民営化の可能性は低い。

このような中で、移動体電話については、政府は更に民間企業の参加を求めている方針であり、新たなビジネス・チャンスが開ける可能性が残されている。たとえば、現在、合計7社あるセルラー電話会社には、すべてPTテルコムあるいはPTインドサットのいずれか(または両者)が株式の8~30%の割合で資本参加している。今後、競争が進行するにつれ、これら国有会社の効率的経営が一層求められれば、セルラー電話会社の株式の一部を民間に放出する可能性も出てくる^(注16)。外資規制

(注15)

95年11月、PTインドサットは、日本のPHS事業者「アステル」に0.11%の資本参加をしており、PHSの技術移転などを目的に布石を打っている。

(注16)

現に、セルラー電話事業者テレコムセルの株式の35%を保有しているPTインドサットは、そのうち7.1%を売却し、PHS事業のための合弁会社を設立することも計画中とも伝えられている。



KDD RESEARCH



についても、移動体電話事業では比較的緩やかであり、現在、3社あるGSMセルラー電話会社すべてに外資が導入されており、PTTテレコム、デテモビル、ナイネックス、三井物産が進出している。

今後の移動体電話市場においては、次世代移動体電話PCSの新規免許付与、および1998年には、すでに免許を得ているPT ACeS^(注17)の通信衛星ガルーダによる移動体通信サービスの提供も控えており、ますます競争が激化しそうである。サービスの発展のためには、政府は料金政策、相互接続などの面で、有効な競争状態を作り出していく必要がある。また、移動体電話ネットワークの拡大にともない、固定電話網との相互接続が重要となるので、1999年までに200万回線敷設計画で新たな固定電話のネットワークを構築するフランステレコム、USウェスト、C&W、テルストラ、NTT、シンガポールテレコムなどの参加する5つのコンソーシアムと移動体電話キャリアとの提携関係も活発となる。その意味で、大規模な潜在需要が見込まれている中部ジャワ地区の固定電話事業に現在進出しているNTTが、PCS免許を取得することとなれば、同地区での事業展開を有利に進められる。

今後もインドネシアの移動体電話市場からは、目が離せない。

【参考文献・資料】

- KDD ジャカルタ事務所報告(9.28 1995, 5.17, 5.27, 7.18, 7.26, 8.6, 11.25 1996 他)
- ASIA-PACIFIC TELECOMS ANALYST (4.1, 5.13, 10.7, 1996)
- Global Mobile (11.28, 1996 他)
- PYRAMID RESEARCH ASIA (10.31, 1996)
- Telefacts(May 1996)

(注17)

ACeSは、1995年2月にPT Pasifik Satelit Nusantara(インドネシアの衛星通信会社)、PLDT、ジャスミン・インターナショナル(タイ)の合併で設立された会社。1988年より、通信衛星による移動通信サービス(PCS、セルラー、固定電話)を提供する予定。



KDD RESEARCH



MIDDLE EAST

イラン・イスラム共和国

イランの通信インフラ整備の状況

イランにおける通信インフラ整備及び各種通信サービスの普及状況を概観する。

1950年代の米ソ冷戦下において米、英、トルコ、パキスタン、イランの5ヶ国は軍事協定(CENTO)を59年に締結し、軍事用に構築されたマイクロ波通信網がイラン初の近代的通信網となった。同協定は79年に解消されたものの、イランPTTはこの通信網を商用化し、71年に設立させたイラン電気通信会社(TCI)がイランの電気通信事業全般を運営することとなった。79年のイラン革命当時のテヘランの電話加入者数は40万で全国では116万であったが、80年～90年のイラン・イラク戦争により30万回線が破壊された。その後、ラフサンジャニ大統領の下で第一次及び第二次5箇年開発計画が策定され、石油価格の低迷が経済成長に影響を及ぼしているが、通信網整備計画は順調に実施されており、年間60～80万の電話回線が新設されている。その盛況な模様は以下のとおりである。 (神保 修)

1. 電話網の建設

イラン総人口(6,800万人)の40%以上を占める2,900万人が、現在農村部で暮らしている(農業の産業別生産比率も20%超)。イラン政府は農村部の開発に力点を置き、20年国家計画ですべての農村間を電話網で結ぶ意向を示している。これを受け、TCIは95年までに全国6万村落の内3,400に電話設備を設置した。又、都市部でも電話網の整備は進み、93年央に開始された100万回線のデジタル電話網建設は95年に終了し、PCM4増幅システムを採用してさらに40万回線の増設を行う予定である。このプロジェクトの入札に、既にデジタル網建設に携わったアルカテルやシーメンスを含む外国通信機器メーカーが応札していて、アルカテルやシーメンスは別件のデジタル網入札にも参加している。外国メーカーの協力により95年末には620万回線容量に達し、94年の100人当たり電話普及率は6.57となった。

2. 移動体通信網及び公衆データ網の構築

TCIは94年央からテヘランで1万回線容量のGSM網の運用を開始した(設備サプライヤーはノキアで、タブリーズ、アシャドにも同社が小規模のGSM網を設置)。キフゾ(キシユ自由貿易地区)でもエリクソンが構築したGSM網の運用が95年5月に開始された。これはケシム島の通信網整備事業に参加しているマレーシアのTRI社との合弁事業である。イスファハンでも94年初頭に2万加入容量の移動体通信網の運用が開始された。全国的規模の移動体通信網の構築計画もあり、当初の計画値である10万回線から100万回線容量まで計画は拡大している。Italtelやノキアがその計画の一部の設備サプライヤーとして選定されている。又、イランの14都



市で7万加入容量の移動体通信網が構築される予定である。なお、TCIは100万加入容量のページング網の構築も計画している。

イランの29都市でX.25を基本とするパケット交換網が接続されている。これはアルカテルが構築したIRANPAK網であるが、64Kbit/sへの増速が計画されている。TCIは増速のためと光ファイバケーブル、無線にSDH技術・伝送装置を導入することを決定した。

イランのデジタル通信ハブはテヘランの理論物理・数学学術研究所である。ここが国際データ通信のゲートウェイであり、E-mailはBITNETで提供されている。94年初頭に同研究所はイランのインターネットゲートウェイとなり、ウィーンと9,600bit/s回線で結ばれていて、ウィーンから全世界へ接続される。イラン政府は反政府活動を含む不適切なコンテンツを取り締まるため検閲を行っている。

3. 光伝送ケーブルの建設

イランはTrans Asia Europe(TAE)ケーブル建設に関与している。TAEは上海/フランクフルト間を結び合計24ヶ国を経由する総延長24,000kmの光伝送ケーブル(用途は音声、FAX、データ伝送、付加価値通信サービス)で97年3月に開通が予定されている。TAEは東アジアや西欧との国際通信伝送路として利用されることにより東欧や中央アジア諸国の経済発展に寄与することを目的としている。TCIは自国部分のみならずトルクメニスタンを横断するTAE建設事業(700km)を2,200万USドルで落札し、光伝送ケーブルを供給している。

なお、イラン唯一の光海底ケーブルは92年9月に開通し、ホルムズ海峡を横断してUAEとの間を結んでいる(170km)。

4. 衛星通信の発展

イラン国内の僻地間通信として衛星を利用している。192回線を有し、基地局は6ヶ所あり、19ヶ所に増設される予定である。

国際通信衛星はインテルサット、インマルサットを利用し、インテルサット用に9つの地球局が稼働している。79年時点で480回線(30カ国との間)を設定していたが、95年には3,118回線に増え、将来的に5,000回線(196カ国との間)まで増設されることが計画されている。インマルサット用地球局も1ヶ所あり、アナログサービスを提供中であるが、デジタルサービスの提供も準備されている。

VSATも導入済みで、現在700ヶ所(850ヶ所に拡張予定)を結んでデータ通信サービスが提供されている。

イランは1970年代に通信・放送衛星を保有する計画を策定したが、イラン・イラク戦争で頓挫した。その後、Venusプロジェクトとして計画が実施されつつある。既に衛星^(注18)は用意され、打ち上げ準備が進められている。この衛星は国内の僻地間電話網、軍事用、データ網及び放送容量の拡充等に供される。

(注18)

14の中継器を搭載し、8つが72MHz帯、6つが36MHz帯で利用され、海事通信用のLバンド容量も備えている。



KDD RESEARCH



MIDDLE EAST

5. 最後に

99年までに電話網を1,000万回線容量まで拡充する計画や、VSAT、ページングシステム、デジタル交換機等の機器調達に関する入札条件が続々と発表されている。その一方で、いくつかの事業が資金不足で頓挫したり、米国は引き続き高度技術輸出禁止を含む対イラン経済制裁措置を取っている。このような状況で、99年に終了が予定されている第二次5箇年開発計画の実施結果が注目される。

【参考文献・資料】

Middle East Communications (April, August, September, November 1996)
The APT Yearbook 1996





EUROPE

欧州委員会

番号計画に関するグリーンペーパー発表

■ イコールアクセス、ナンバーポータビリティの導入を提案。欧州共通国番号制度も。

欧州委員会は96年11月20日、完全自由化に対応するための番号計画について、グリーンペーパーを発表した。本グリーンペーパーは、利用者によるキャリア選択制度、ナンバーポータビリティなど自由化にむけた競争環境整備とともに、ヨーロッパの全ての国番号の先頭に「3」を付与する計画など、域内市場の調和に関する政策を盛り込んでいる。なお、グリーンペーパーは諮問文書であり、これ自体は法的拘束力を持たない。欧州委員会では発表後3か月間、関係者のコメントを受け付ける。

1. 競争政策（「自由化」関連）

1.1 長距離/国際サービスに関するイコールアクセスの導入

3つのオプションを提示した上で、欧州レベルでの番号計画や、競争促進等を考慮して、以下を提案。

オプション

- 1) 加入者回線を提供する事業者があらかじめ指定。ただし利用者も呼毎に選択が可能。
- 2) 利用者による事前選択。呼毎の選択も可能。
- 3) 市内事業者を含む全ての事業者に、選択用のプレフィックスを付与。

提案

- ・ 98年1月～99年12月までは呼毎の選択
- ・ 2000年1月以降は事前選択制。



KDD RESEARCH



EUROPE

1.2 ナンバーポータビリティの導入

「ナンバーポータビリティ」の定義には、以下の3つが挙げられる。

ナンバーポータビリティの種類

1) ロケーション・ポータビリティ

利用者が端末の設置場所を移動した場合、収容される交換機が同じか否かにかかわらず、同一の電話番号を維持できる。

2) サービス・ポータビリティ

利用者が加入するサービスを変更した場合でも（電話サービスからISDNサービスなど）同一の電話番号が維持できる。

3) サービスプロバイダー・ポータビリティ

利用者があるサービスについて加入する事業者を変更しても、同一の電話番号が維持できる。

短～中期的には、このうち市内サービス、トールフリーなど利用者の居場所に関係のないサービス、移動体サービス、汎欧州サービスへの導入が重要と考えられる。

提案

- ・98年1月までに市内電話サービスへ、
- ・2000年1月までに、トールフリーサービスなど利用者の居場所を特定しないサービス、移動体/パーソナル通信サービスに導入

2. 域内統合政策（「調和化」関連）

2.1 ETNS(European Telephony Numbering Space)の創設

- ・98年までの短期目標：汎欧州サービスに関する共通番号制度や共通アクセス番号の設定、文字によるダイヤル(alpha-numeric dialing)の再導入^(注1)
- ・2000年以降：欧州レベルの国番号の設定～既存の欧州の国番号の頭に「3」を付ける 欧州のアイデンティの確立とともに、国番号の増加が可能に。域内では「3xx」の「xx」のみのダイヤルで可能。

(注1)

電話機のダイヤルのそれぞれの数字に、幾つかのアルファベットを割り振るシステム。本グリーンペーパーによると、かつて欧州でも一般的であった。利用者が言葉により電話番号を覚えられるため、マーケティング上の利点があり、米国のトールフリーサービスにおいて広く利用されている。本ペーパーでは、米国のトールフリーサービスの成功にない、欧州でも同サービスの普及を図る意向が、繰り返し述べられている。

このモデルによると、2000年以降ベルギー（国番号332：現在は32）のブリュッセル（エリアコード02）の234-5678にかける場合；

市内より：234-5678

ベルギー国内より：02-234-5678

欧州域内より：1（＝欧州域内サービスのアクセスコード）-32-2-234-5678

欧州域外より：（各国の国際アクセスコード）-332-2-234-5678

その他

キャリア選択コード：10XYZまたは10ABCDEF

緊急電話、番号案内など：11X

ワンナンバーサービス：1-500-

域内トールフリーサービス：1-888-

“premium rate and shared cost service”：1-900-



KDD RESEARCH

COMMENT

EUの自由化政策及び自由化後の規制の枠組みの策定については、加盟国中最も自由化の進展している国であり、かつ域内大国でもある英国の政策の影響が、度々指摘される。しかし今回のグリーンペーパーの中で、競争時代のキャリア選択制度について、欧州委員会は英国と全く異なった政策を提案している。

英国のオフテルは96年7月、「OfTel's Policy on Indirect Access, Equal Access and Direct Connection to the Access Network」と題する諮問文書を発表し、イコールアクセス導入の見送りを提案したばかりである。この文書の中でオフテルは、イコールアクセス導入に関するコスト分析の結果、導入に伴う費用が利益を上回ったこと、またBT以外の事業者による加入者回線へのインフラ投資が阻害されることをその理由に挙げている^(注2)。

この諮問文書の中でオフテルは、一貫して加入者回線の設備ベースでの競争の必要性を訴えている^(注3)。つまり、イコールアクセスに対するEUと英国の政策の違いは、どの市場での競争の進展を重視するかの違いであると言える。イコールアクセスを導入すると、確かに長距離市場で競争の進む可能性は高い。しかし、新規参入者は、既存の事業者が構築した加入者回線を利用できるため、加入者回線の新規構築に対するインセンティブは低いと言える。一方、英国の政策では、新規参入者にとって、既存の事業者の加入者回線からの長距離トラフィックの獲得は、イコールアクセスの場合より困難なものの、自社で加入者回線を構築した場合、そこからの長距離トラフィックを全て自社の売上にできるのである。

また、この考え方の違いの背景には、英国と大半のEU加盟国の自由化の進展度の違いも指摘することができる。オフテルはこの諮問文書の中で、英国は当初より全ての市場での設備ベースでの競争を目指していたこと、しかし自由化当初は加入者回線への新規参入は望めなかったため、間接アクセスの導入により(まず長距離での)競争の足掛かりを作ったこと、1991年の国内デュオポリー廃止の時点では市内と長距離の区別を付ける必要が無くなったと考えたため、CATVなどに加入者回線への設備ベースの参入を促したことを述べている。その一方殆どのEU加盟国では、自由化はこれまで殆ど進んでいない状況であり、加入者回線よりもまず長距離の競争を優先させる考えが多数であるとも考えられる。

欧州委員会は今回のグリーンペーパーの中で、「イコールアクセスの導入によって生じるコストはその結果得られる利益を上回る、というオフテルの試算は議論を呼んでおり、コストを高く見積り過ぎていると言われている」と述べ、イコールアクセスに対する英国の態度を批判している。その一方、利用するプレフィクスやその体系は異なるものの、フランスでは、98年から呼毎に同一桁数による事業者選択、2000年からは事前選択制の導入を決定している。またドイツテレコム(DT)の割引サービス導入に際して欧州委員会は、96年中に郵電省が、DT以外の事業者にアクセス番号を割り当てるよう条件づけた。現在のところ、今回のグリーンペーパーに対する英国の反応は不明であるが、欧州委員会による諮問の結果が非常に注目される。

(園山 佐和子)

<出典> 欧州委員会グリーンペーパー(11.20)、オフテル諮問文書(7.23)

(注2)

英国では、長距離事業者の選択は、基本的に利用者ではなく、加入者回線を提供する事業者が行う。ただし、加入者回線についてドミナントであるBTには、間接アクセスの提供が義務づけられている。間接アクセスとは、加入者回線を提供していない事業者と利用者が長距離サービスについて直接契約し、サービスを受けられるようにするものである。具体的には、英国でBTの加入者回線に接続されている利用者は、あらかじめ契約した上でプレフィクス(マーキュリーなら132)をダイヤルし、続いて市外局番をダイヤルすると、BT以外の事業者の長距離サービスが受けられる。利用者が市外局番からダイヤルした場合には、自動的にBTの長距離ネットワークに接続される。オフテルはこの諮問文書の中で、引き続きBTのみに間接アクセスの提供を義務づけるが、その他の事業者が25%以上のシェアを獲得した場合には、新たな義務づけを検討すると提案している。

(注3)

オフテルは、全ての利用者が少なくとも、(1)BT、(2)CATV、(3)固定無線アクセス(ワイヤレスローカルループ)の3つの選択肢を持つことを目標としている。





EUROPE

英国

貿易産業省、44社に設備ベース国際通信免許を付与

申請したほぼ全ての事業者への付与により、BT・マーキュリーの複占にピリオド。

96年12月19日、貿易産業省(DTI)は、44社に対して国際設備ベースキャリア免許の付与を行った(表参照)。この免許付与によって、英国はEUの設定した98年1月1日の完全自由化を1年前倒して達成することになる。以下では、付与された免許と、免許を補完するためにオフテルが発表した2つの「ガイドライン」案の概要を紹介する。(細谷 毅)

1. 国際設備ベース免許 (IFL : International Facilities Licence)

1.1 免許付与までの経緯

96年6月、DTIは国際通信分野のデュオポリリー(BTとマーキュリーによる国際通信設備の所有/運用の複占)を撤廃し、新規免許の受け付けを行うことを発表した。これに対し、第一次付与の締め切りである6月27日までに46社が申請を行っていた。

DTIはこれらの事業者に付与される免許案を7月と10月の2度にわたって発表して関係者の意見を求めた後に、最終の免許案を発表し、電気通信法の規定による諮問を11月18日から12月16日まで行った。

1.2 免許によって認可されるシステム及び他免許との関係

本免許(IFL)は設備ベースでの国際通信のみを認可するものである。免許の範囲から、音声及びデータ通信の国際単純再販(ISR : International Simple Resale)、放送サービスの提供、国内通信の提供、移動体通信の提供が除かれている(Schedule 3 3)。

申請した事業者の多くは、既に国内通信免許や、ISR免許を取得している。今回付与されるIFLは、これらとは別個の免許となるが、将来には整理・統合を行うことが検討されている。免許の有効期限は、整理・統合を円滑に進めることができるように、6か月に設定されている。ただし、6か月経過後も、代替りの免許が付与されるまでの間は延長される。

96年7月時点ではISR事業と国際設備ベース通信事業の構造分離義務が検討されていたが、会計分離による規制が可能であることから、これは行わないことが10月に決定された。

免許は、1984年電気通信法第10条により、土地の強制収容や道路の掘削権等の権限("Code Powers")を付与される事業者(表中List Aの事業者)のためのものと、付与されない事業者(表中List Bの事業者)のためのものの2種類ある。両免許はこの権限に関する部分を除いて同じである。



1.3 免許の内容

発表された免許の概要は以下の通りである。

(1) PTO としての義務

免許を与えられる事業者は、1984年電気通信法第8条の定めるPTO (Public Telecommunications Operator : 公衆電気通信事業者) に指定され、他のPTOと同様に、免許によって以下に示したような義務が課される。

・サービス提供義務 (条件1)

相互接続や専用回線の提供を含め、他事業者の合理的(reasonable)な要求を満たすようにサービスを提供する義務がある。

・接続義務 (条件5)

事業者は、RCS(Relevant Connectable System)の資格を得た事業者と相互接続する義務がある。オフテルは現在RCSについて見直しを行っている。

・料金の公表 (条件7)

オフテル長官によって後述するWEIOに指定された事業者は改正の28日前までに、それ以外の事業者は1日前までに料金を公表しなければならない。WEIO以外の事業者は、オフテル長官に適用の方法を届け出ることを条件に、複数の料金や提供条件を設定することもできる。

・不当な差別の禁止 (条件8)

免許を取得した事業者は、料金や提供条件に関して、不当な差別を行うことが禁止されている。ただし、全顧客への同一料金での提供や、他社に提供する料金と自己利用料金を同じにすることが義務付けられているわけではない。

(2) 公正競争に関連した条件

・外国側で電気通信設備の運用・サービス提供を行っている事業者に関する効果的競争の維持 (条件9)

この条項は、免許を取得した事業者かその関連会社が、外国側で電気通信設備の運用を行っている、あるいは電気通信サービスの提供を行っている場合に適用される。このような事業者に関してオフテル長官が、競争を阻害している、あるいは阻害するおそれがあると判断した場合には、決定(determination)を行うことができる。免許を取得した事業者は、決定を受けて状況を改善しなければならない。

・公正取引 (条件10)

BT免許に追加されたものと同様の規定で、反競争的行為をオフテル長官の権限により規制することが可能となっている。

・比例リターン (条件15)

この条項は、英国着信サービス提供のみの参入による、一方通行再販を防止することを目的としている。免許を取得した事業者は、各四半期・対地毎に、英国発信に占める同事業者のシェアが、着信に占めるシェアを下回らないことを保障する。なお、貿易産業大臣が指定する対地は対象から除かれる。





EUROPE

・国際計算料金（条件16）

この条項は、外国側キャリアの「競り合わせ」行為を防止するものである。免許を取得した事業者は、国際計算料金、決済方法、分収比率（以下、国際計算料金等、とする）を事前にオフテル長官へ届け出ることが義務づけられる。また、外国側キャリアと二者間協定を締結した場合には、国際計算料金等の変更を含む協定内容について、速やかにオフテル長官、他の国際通信事業者、国際通信参入を発表した事業者に対して通知する必要がある。オフテル長官は、免許を取得した事業者の国際計算料金等が、英国内で国際通信を提供する事業者あるいは国際通信の利用者に、損害を与えた、あるいは与える可能性が高いと考えられる場合、決定を行い改善を求めることができる。決定によって、オフテル長官はその対地へのサービス提供の停止も求めることができる。比例リターンと同様、貿易産業大臣の指定により特定の対地を対象から外すことが可能である。なお、当初は条件15と条件16の適用除外は、同じ対地に関して行う見込み。

(3)その他

その他の本免許の特徴として、以下の点が挙げられる。

- ・直接顧客と接続することによりサービスを提供する場合には、番号案内の提供、非常通話の確保等の義務が課される
- ・ISRとの構造分離が求められなくなったことに伴い、会計分離の義務が強化されている。
- ・ユニバーサルサービスの提供は特に義務付けない。

2. オフテルの「ガイドライン」案

96年11月26日、オフテルは以下の2つのガイドラインの案を発表した。諮問期間は免許案と同じ12月16日までになっている。オフテル長官はこれらのガイドラインによって法的には拘束されないが、ガイドラインから外れた判断を行う場合にはその理由を述べるのが想定されている。

2.1 十分な地位を確立した国際通信事業者(WEIO)に関するガイドライン

(Guidelines for International Facilities Licences on Well Established International Operators)

このガイドラインは、ある事業者が免許の中で定義されているWEIOに該当するかを判断するためのものである。WEIOに指定された事業者は、免許の規定によりそれ以外の事業者に比べて厳しい規制の対象となる。免許におけるWEIOの定義は、(i)オフテル長官の決定する「関連する市場(relevant market)」において、25%以上のシェアを占める事業者(ii)ただし、オフテル長官の判断で条件を満たさない事業者をWEIOに指定したり、逆に条件を満たす事業者をWEIOに指定しなかったりすることが可能である、となっている。

「関連する市場」を定義する方法は、価格規制に関する第二の諮問文書で示され



たものを採用する。市場の定義は価格決定への制限の観点から行う。これは、需要側代替性と供給側代替性の2つの面から検討が可能である。需要側代替性は、代替商品が存在するかどうかにより、また供給側代替性は、必要な場合に他の事業者がそのサービスを提供できるかどうかにより判断される。

オフテルは、国際電気通信サービス市場において、以下の2種類の市場を特定した。

- ・国際通話。おそらくルート毎になると考えられる。
- ・相互接続提供のための卸売り市場。おそらくルート毎になると考えられる。

2.2 国際計算料金等の協定に関するガイドライン

(Guidelines on Arrangements for Accounting in Respect of International Conveyance Services)

このガイドラインは、外国側で設備ベースの国際通信の競争が制限されており、かつ英国側で複数の国際通信事業者が存在する、あるいは、設立が予定されている場合に適用される。このガイドラインの対象となるかどうかについては、オフテル長官がルート毎に判断を行う。

ガイドラインは、条件16に規定されている、国際計算料金等が、英国内で国際通信を提供する事業者あるいは国際通信の利用者に、損害を与えた、あるいは与える可能性が高いかどうかを判断する基準を明らかにするものである。なおオフテル長官は、全ての国際計算料金を記録するとともに、必要に応じてこれを公開する。具体的な判断基準は以下の通り。

(1)国際計算料金等が事業者あるいは利用者に損害を与えた / 与える可能性が高いかどうかを判断する際、特に考慮する点は以下の通り。

- ・外国側での競争圧力の程度
- ・外国側での国際通信に関する競争導入の見通し
- ・提案されている協定が国際計算料金の低下に貢献するかどうか
- ・提案されている協定が英国の国際電話料金の低下に貢献するかどうか

(2)免許を取得した事業者は、統一計算料金を求められてはいないが、以下の場合には損害を与えると判断され易い。

- ・ある事業者の統一計算料金からの逸脱が、外国側のドミナント事業者の「競り合わせ」戦略の結果であることを、他の事業者が示すことができた場合
- ・以前より高い国際計算料金、あるいは他の全事業者より高い国際計算料金
- ・折半分収でない場合（ただし、両国の費用の相異によって正当化できる場合を除く）

(3)以下のような場合には、損害を与えるものではないと判断され易い。

- ・外国側の新規事業者との間の協定である場合
- ・従来より低い国際計算料金

<出典>KDDヨーロッパ(11.19/27、12.20)他



EUROPE

表：国際設備ベース免許取得事業者

	List A	List B
事業所名	AT&T Communications (UK) Ltd	ACC Long Distance UK Ltd
	CableTel (UK) Ltd	Advanced Business Services Ltd
	COLT Telecommunications	Communicorp (UK) Ltd
	Concert Communications Company	Esat Telecommunications Ltd
	Convergence Ventures Ltd	Eurotunnel
	Energis Communications Ltd	Facicom International UK Ltd
	Esprit Telecom UK Ltd	Frontel Newco Ltd
	Global One Communications Holding Ltd	Incom (UK) Ltd
	Hermes Europe Railtel B.V.	Interoute Networks Ltd
	MCI Telecommunications Ltd	ITG (UK) Ltd
	MFS Communications Ltd	IXNET UK Ltd
	Racal Telecommunications Ltd	Long Distance International Communications Ltd
	RSL Communications Ltd	Net. Net Ltd
	ScottishPower Telecommunications Ltd	Pacific Gateway Exchange (UK) Ltd
	TeleBermuda International (UK) Ltd	Primus Telecommunications Ltd
	Teleglobe International (UK) Ltd	Spacotel International Ltd
	TeleWest Communications plc	Star Europe Ltd
	Telia UK Ltd	Telecom New Zealand Ltd
	TMI TeleMedia International Ltd	Teleport London International Ltd
	Torch Communications Ltd	Telstra Globe Ltd
Unisource Holdings (UK) Ltd	Vodafone Ltd	
Videotron No. 2 Ltd	Worldcom UK Ltd	

List Aの事業者には、1984年電気通信法第10条により、土地の強制収容や道路の掘削権等の権限("Code Powers")を付与される。List Bの事業者にはCode Powersは付与されない。

National Transcommunications Ltd(NTL)とOPAL Telecommunications plcも第一次付与締切(6月27日)までに申請を行っていた。NTLへの免許付与は97年早々に行われる予定である(今回は見送られた)。OPAL Telecommunications plcは途中で申請を取り下げた模様である。



ロシア

地域事業者の持ち株会社によるRostelecomの買収を計画

ロシア政府は地域電気通信事業者の持ち株会社SvyazinvestによるRostelecomの買収計画を発表、通信分野の競争促進には逆行か。

ロシア民営化センター(the Russian Privatization Center)は、1996年11月14日、国家財産委員会(the State Property Committee)が、「ロシアの85の地域電話会社を傘下に収めている国営持ち株会社Svyazinvestが、国際・長距離通信の支配的事業者であるRostelecomを買収し、傘下に収め、その後Svyazinvestの民営化による株式の売却を行なう」ことを計画していると発表した^(注4)。

具体的には、まずSvyazinvestが、政府が保有するRostelecomの株式51% (残りの約30%は外国事業者、約20%は従業員や国内投資家が保有)を取得することにより事実上買収した上で、新しい形態となった持ち株会社Svyazinvestの民営化によりその株式の25%を売却することになる模様である。

本買収により、Svyazinvestの資産価値が高まり、その株式(25%)の売却による政府への収益は、1996年に予定していたSTETへの売却額のほぼ2倍である10億USドル以上に達し、莫大な歳入欠陥に悩むロシア財政建直しへの貢献が見込まれる一方、SvyazinvestがRostelecomの経営権を事実上取得し、地域・長距離・国際通信の支配的立場を一手に握る巨大持ち株会社を編成することになり、ユーザーの利便性追求のため、公正な競争ルールの下で地域と長距離の相互参入や外資系事業者・独立系事業者の参入を図って、自由化を推進しようとする現在の世界的な潮流に逆行することが危惧されている^(注5)。

本稿では、以下、今回の合併計画に至った背景や反響などについて概説することとする。
(寺嶋 眞)

1. 本買収計画の背景

本買収計画の大きな背景としては、通信分野に関わらず顕在化している1)ロシア財政の危機的状況、及び2)エリツィン大統領の政権基盤としての新興勢力の登場を挙げることができる。

1)ロシア財政の危機的状況

現在のロシアの国家歳出は実質的にGDPの半分にまで達しており、国家予算の能力の倍以上となっており、危機的な財政赤字状況である。さらに貿易収支の改善や生活水準の低下への歯止めが見られる反面、1996年後半からGDPが激減し、政府予算の70%をもカバーしている税収の大幅な落ち込みが生じている。具体的には、対GDP徴税率が1995年の10.3%から7.2%に落ち込むとともに、この結果国営企業の従業員や軍人などの公務員を中心に賃金の未支払いが社会問題化している。さらに、IMF(国際通貨基金)からの約100億USドルの融資について、単に賃金支払いへの補填に利用されるとの危惧から、1996年10月以降凍結され、税収の拡

(注4)

Svyazinvestの株式25%は、1995年12月の入札の結果、イタリアのSTETが約2兆9,300億ルーブル(約640億円、約5億4,000万USドル)に売却することが決定されたが、STETが要求するSvyazinvest傘下の地域電話会社の経営権等を巡り、ロシア民営化センターとの契約成立にまで至らなかった。その後、再入札が1996年秋にも行なわれるとの見通しが発表され、成り行きが注目されていた。

(注5)

ロシア通信省は、SvyazinvestをRostelecomに対抗する第2事業者と位置づけ、民営化により長距離・国際通信の事業免許を交付して、競争を導入し通信市場の活性化を狙っていた。今回の買収計画は、この政策を覆すものと考えられる。





EUROPE

(注6)

ロシアにおける税制は、その国民の納税意識の低さを象徴するかのよう、に、税収を少しでも改善するため現在では200種類以上の税制が設けられている一方、高額所得者や企業を中心に税金逃れのための外国口座への蓄財が一般化しているとも言われている。このような、政府と国民の課税を巡る「いたちごっこ」を改め、経済構造改革の一環として、税制の簡素化や法人税の減税により増収率を高めることが最近ようやく議論されるようになってきた。

(注7)

エリツイン大統領の支持率低下を表すものとして、大統領選後の国民の支持率調査では、エリツイン氏支持が10%にとどまり、レベジ氏支持が30～40%にも達していることがあげられる。

(注8)

ロシア憲法の規定では大統領は2期連続の任期を限度としていること、また1996年11月のエリツイン大統領の心臓手術に伴う長期の大統領不在期間と健康不安もあり、早くも後継者争いが政権内外で活発化している。政権内部では、チェルノムイルジン首相、チュバイス大統領府長官、及びルシコフ・モスクワ市長が有力であり、政権外ではユガーノフ共産党委員長、レベジ前安保会議書記の名が挙がっている。



KDD RESEARCH

大が融資再開の条件とされるまで発展した経緯もある(1996年末に一部再開された模様)。

このような「歳入欠陥」は、元来のロシア国民の納税義務に対する意識の低さに由来しているものと考えられている^(注6)。

今回の株式売却額の上昇を当て込んだSvyazinvestによるRostelecomの買収は、まさにロシアにおける歳入欠陥の改善に寄与するという側面を考慮したものと考えられている。

しかしながら、株式の売却による効果は一時的なものであり、経済構造や税制面での抜本的な改革を行わない限り、現在の危機的状況は脱し得ないと見るのが一般的であろう。

2) エリツインの政権基盤としての新興勢力の登場

1996年夏、再選を果たしたエリツイン大統領ではあるが、再選後、従来の政治基盤であった一般大衆、民主改革派、及び軍といった層の支持離れが顕著となっている^(注7)。特に再選の決定的要因となった、軍人出身のレベジ氏(前安保会議書記)との提携を1996年10月解任により絶ち切ったことでその傾向は高まっており、州レベルの選挙でも大統領派の敗北が大勢を占める結果となっている。

一方、大統領選により政権中枢において勢力を伸ばしたのが、金融を始めとする産業界や新興財閥グループである。現在のチェルノムイルジン首相は天然ガスの供給では世界最大のロシア企業ガスプロムの元経営者であり、大統領選での再選対策本部最高幹部であったチュバイス現大統領府長官は新興財閥グループをバックとしている^(注8)。

今回のSvyazinvestによるRostelecomの買収計画についても、エリツイン政権中枢に近い金融グループの発言力が強まり、従来民営化政策についてロシア政府へのアドバイスを行ってきた英国の投資銀行 NM Rothschild に取って代わって、大統領選において財政面でエリツイン再選を支えたロシアの金融機関である Most Group と Alfa Bank が策定、牽引してゆくものになると考えられている。また、これらの金融グループは、新形態へ移行後のSvyazinvestの株式売却においても、当初計画された戦略的パートナーとの提携による外資導入よりも、国内からの投資に比重を置いて、自らも投資者としての参画を目指すものと考えられる。

2. Svyazinvestの株式売却計画

エリツイン大統領の同意の下で、Rostelecom買収後のSvyazinvestの民営化による株式の売却計画について、1996年12月中旬、以下のとおり発表された。

(1)1997年1月15日を申し込み期限として、Svyazinvestの株式25%の売却先選定のための入札を行なう。但し、各応募者は現金4億USドルを供託しなければならず、これは1か月後に返済される。

(2)落札者には、地域電話事業者の料金請求の回収をスピード・アップすることが求められる(具体的なノルマ等は不明)。

(3)1997年第2四半期に、さらに株式の24%をロシアの電気通信関連事業者を対象に売却する。

入札条件は、特に外国の戦略的パートナーや機関投資家からの応札を明確に制限するものとなっていないが、入札期限が1997年1月であり外国企業には詳細検討を行なう時間的余裕がないこと、地方を含む電話料金請求の早期回収は現地において回収窓口などを設けていないと困難であること、等から実質的には外国投資家の参入よりも、ロシア企業特に前述のエリツィン再選に貢献した現地金融機関である Most Group と Alfa Bank を優遇するものとなっていると考えられている。

3. 買収計画への反響

今回の買収計画は、公正な競争ルールに基づく地域・長距離事業者の相互参入や外国系通信事業者の参入による、世界的な電気通信分野の自由化の方向に逆行するものとも考えられ、既に地歩を固めている外資系事業者や通信自由化のために従来資金を供与してきた世界銀行などから、次のような反論が高まっている。

1)外資系・独立系事業者の反響・影響

今回の買収計画により、新しい形態となった持ち株会社 Svyazinvest の傘下に地域・長距離・国際通信のロシアの支配的事業者が取り込まれる結果、現在構築中の 50X50 プロジェクトを始めとする国内長距離公衆網におけるデジタル・オーバーレイ・ネットワークが地域網と接続され統合され、一元的に経営されることとなり、既にある程度の地歩を築いた外資系事業者や独立系事業者にとっては、現在の制度のままでは相互接続等において公正な条件を確保することが難しく、圧倒的な市場支配力を行使する Svyazinvest グループの一人勝ちとなることが懸念されている。

本買収が計画どおりに進んだ場合、最も影響を受けるのは、次の事業者と考えられている。

- ・ St. Petersburg Long Distance(PLD : C&W が25.1%出資)

サンクト・ペテルブルクでのオーバーレイ・ネットワーク事業者 Peterstar に出資(50%)する一方、モスクワをを拠点に国内長距離衛星通信ネットワークの構築を重点的に進めつつある Teleport TP に出資(Technocom 社を通じ42%)している。したがって、本合併が達成された場合には、公正な接続条件など競争ルールが満たされない限り、長距離通信において不利な立場に立たせられることは否めないであろう。

- ・ Global Telesystems Group(GTS)

GTS は、Sovintel、Russia Telesystems、Sovam Teleport、及び GTS Cellular といったロシアの独立系事業者の合併であり、今回の合併実現による影響を直接的に受けるものと考えられる。また、GTS はロシアにおける AMPS 方式のセルラー電話のリーディングカンパニーの1つである Vostok-MOBILE へ出資しているが、Vostok-MOBILE は全て地域電話会社とのコンソーシアムによりサービスを行っているため、本合併に伴う地域電話会社の戦略や民営化の影響を最も強く受け



EUROPE

るものと考えられる。

同様な観点から、同じくセルラー事業(NMT-450及びAMPS方式)に参画しているMillicomも影響を受けるものと考えられる。

・スプリント

米国通信事業者スプリントは、従来ロシア系通信事業者(Russian Central Telegraph社)との合併でSprint Network社を設立し、デジタル・データサービスの提供を推し進めてきた。今回の合併により、地域・長距離の公衆デジタル網が最終的にエンド・エンドで統合される方向となることから、その存在の付加価値の低下が避けられないであろう。

・その他オーバーレイ・ネットワーク事業者

その他、不十分な整備状況であった地域公衆網の代替網としてビジネスカスタマーの需要を吸収してきた、Comstar及びCombella等も合併の影響を受け、優位性を失うことが危惧される。

2)世界銀行からの反響

世界銀行は、ロシア政府の通信市場自由化政策に対し、約9000万USドルの借款を含む財務上の援助を行ってきた。今回の買収計画の発表について、世界銀行は、民営化(Svyazinvestの株式の放出)が合併を行なった上で行なわれることで、巨大企業による市場支配力の濫用に繋がることを危惧し、エリツィン政権が通信市場の自由化に関する法的措置を講じない限り、この先予定される融資を凍結するとの見解を示した。

一方、IMFは前述のとおり税収拡大を条件として融資の凍結を表明していたが、Svyazinvestによる買収・民営化計画を含む3件の民営化計画を対象とした総額約100億USドルの3年間にわたる融資を制限する意向は今のところない模様である。

4. 買収による事業運営上の問題点

今回の買収計画は、買収後の事業運営についても多くの問題点を抱えていると考えられる。これらのうち主な項目は次のとおりと考えられている。

1)買収によりRostelecomは運営上の独立性を失うことから、柔軟な財務対応ができなくなるとの反論がRostelecom内部で起こっている。具体的には、1997年ユーロ債の発行による資金調達を計画しているが、Svyazinvestはこれを認めないだろうと観測されていることなどが挙げられる。

2)買収により、RostelecomとSvyazinvestによる投資分野のバランスが崩れることが危惧されている。つまり、Rostelecomは長距離・国際通信分野への投資に向けられていた収益の一部を、合併によりSvyazinvest傘下の地域電話会社が抱える未成熟な地域網の整備のために振り向けざるをえなくなり、長距離・国際部門の利益を地域部門に補填するという構図ができあがるというものである。

3)買収後、新体制となったSvyazinvestの株式が売却されるが、85の地域事業者を抱えるSvyazinvestの経営状況については公開されておらず不透明であること、STETとの契約破棄の前例があること等の理由から、戦略的パートナーを含む外国の有力投資家の食指を動かすのは難しく、民営化による企業体質の強化に期待できないと考えられる。





5. まとめ

今回の買収計画の実施は、巨大持株会社の下に地域・長距離・国際を一手に賅う独占的支配体制を構築する結果となり、ロシア電気通信分野に市場経済に基づく競争原理をより広く導入して、市場の活性化とユーザーの利便性の向上を追求しようとする当初の通信省の意向に逆行するものである。

つまり、今回の事業分野の再編は公正な競争を可能とするルール(具体的には厳密な相互接続条件や反競争的行為への規制のほか、ボトルネックを有する支配的事業者に対して通常課されるべき地域事業と長距離国際事業との内部相互補助の禁止と会計分離)を十分に整備し、その前提にたった上で実施するものではないことから、既に参入している、或いは今後新規参入しようとする外資系等事業者の意欲や競争力を削ぐこととなる。

世界銀行筋が表明しているように、大部分の地域電話会社を傘下に収める Svyaz-invest 株式の民間への売却前に Rostelecom を買収させることによって、その資産価値を吊り上げ、売却益により国家財政の改善を図るものと捉えられても致し方ないと考えられる。

WTO で目指す国際通信サービス分野の自由貿易体制の観点からも、今回の方向性は、ロシアの電気通信分野の発展と国際競争力の強化を却って停滞させてしまうことになりかねないと危惧される。

【参考文献・資料】

- KDD ジュネーブ事務所(10.18、11.20、12.9)
- East European & Former Soviet Telecom Report(Volume7, No.12)
- Financial Times(11.15、11.26、12.19)
- FT Telecom Markets(11.21、12.5)
- 共同通信社 Foreign Trade Report、Interfax Business Report
- 共同通信ニュース(11.27)
- Rostelecom Annual Report 1995、他



KDD RESEARCH



NEWS

KDD総研がお客さまの インターネットビジネスを トータルにサポートいたします。

1. インターネットコンテンツの作成サービス

音声、動画を含むマルチメディアのホームページの作成並びにインタラクティブなページを作るための各種c g iを作成いたします。また、ご希望のお客さまは、当社のサーバ上にホームページを開設していただくことも可能です。

2. インターネット、イントラネットのコンサルティングおよび調査サービス

導入機器の選択、仕様書の作成などインターネット、イントラネット構築を計画されているお客さまへ各種コンサルティングサービスを提供いたします。また、インターネットの最新情報などの調査も承ります。

3. インターネットサーバの構築サービス

WWWサーバなどインターネットサーバの構築作業を承ります。

問合せ先 KDD総研インターネット業務部
TEL 03-3347-6337
FAX 03-3347-6721
E-mail lNET@plaza.co.jp
WWW <http://www.plaza.co.jp>

KDD 総研

R&A

世界の通信ビジネスの最新情報誌

1997 January



発行日 1997年1月20日
発行人 景山 正
編集人 立花 敬
発行所 株式会社 KDD総研
〒163-03 東京都新宿区西新宿2-3-2 KDDビル29F
TEL. 03(3347)6926 FAX. 03(5381)7017
年間購読料 19,800円(消費税・送料込み、日本国内)
レイアウト・印刷 株式会社丸井工文社



海外販売代理店

KDD UK Ltd.

6F Finsbury Circus House, 12/15 Finsbury Circus,
London EC2M 7EB U.K.

Tel:44-171-382-0001 Fax:44-171-382-0005

KDD Belgium S.A./N.V.

Boulevard du Regent 50, Boite7, 1000 Brussels, Belgium

Tel:32-2-511-3116 Fax:32-2-514-5444

KDD Deutschland GmbH

Immermannstr. 45, D-40210 Dusseldorf, Germany

Tel:49-211-936980 Fax:49-211-9369820

KDD Hong Kong Ltd.

Room 2701, 27th Floor, East Tower, Bond Centre,

89 Queensway, Central, Hong Kong

Tel:852-2525-6333 Fax:852-2868-4932

眞韓圖書 (JIN HAN BOOK STORE)

大韓民国Seoul特別市中区巡和洞1-170 Samdo Arcade 12

Tel:82-2-319-3535 Fax:82-2-319-3537

海外新聞普及(株)(OCS)

〒108 東京都港区芝浦2-9

Tel:03(5476)8131 Fax:03(3453)9338